

第百九回国会 商工委員会 議 録 第 二 号

昭和六十二年七月二十九日(水曜日)
午前十時五十分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 信二君
理事 白井日出男君 理事 奥田 幹生君
理事 加藤 卓二君 理事 田原 隆君
理事 与謝野 馨君 理事 奥野 一雄君
理事 二見 伸明君 理事 青山 丘君
理事 麻生 太郎君 理事 甘利 明君
理事 石渡 照久君 理事 小川 元君
理事 尾身 幸次君 理事 大石 正光君
理事 大坪健一郎君 理事 大西 正男君
理事 奥田 敬和君 理事 梶山 静六君
理事 柏谷 茂君 理事 佐藤 静雄君
理事 笹川 堯君 理事 中山 太郎君
理事 額賀福志郎君 理事 野中 英二君
理事 松本 十郎君 理事 宮下 創平君
理事 小澤 克介君 理事 緒方 克陽君
理事 上坂 昇君 理事 城地 豊司君
理事 関山 信之君 理事 水田 稔君
理事 長田 武士君 理事 森本 晃司君
理事 越中 義彦君 理事 米沢 隆君
理事 工藤 晃君 理事 藤原ひろ子君

出席國務大臣

出席政府委員

- 通商産業大臣 田村 元君
通商産業大臣官 深沢 亘君
通商産業大臣官 末木風太郎君
通商産業大臣官 房審議官 村岡 茂生君
通商産業省通商 政策局長 吉田 文毅君
通商産業省通商 政策局長 安樂 隆二君
通商産業省立地 公害局長 山崎 拓君

委員外の出席者

- 通商産業省機械 岡松壯三郎君
情報産業局長 鎌田 吉郎君
通商産業省生活 産業局長 浜岡 平一君
資源エネルギー 庁長官 植松 敏君
資源エネルギー 庁公益事業部長 岩崎 八男君
中小企業庁長官 佐藤 剛男君
中小企業庁小規 模企業部長 北村 園夫君
総務庁行政監察 局長 八木 健君
局行政相談課長 永田 俊一君
外務省経済局 國際経済第二課長 吉田 茂君
計官 文部省体育局 文部省体育局長 中村 英雄君
育課長 農林水産省食品 流通局商業課長 伴 義君
建設省都市局 建設省都市局長 小川 裕章君
市計画課長 市計画課長 小野田 博君
建設省都市局 區 面整理課長 倉田 雅広君
會計検査院事務 總局第一課長 小野田 博君
検査第一課長 室長 商工委員会調査 室長 倉田 雅広君

委員の異動

- 七月二十九日 補欠選任
山崎 拓君 佐藤 静雄君
大石 正光君
山崎 拓君 佐藤 静雄君
大石 正光君

- 同日 浜西 鉄雄君 小澤 克介君
大石 正光君 山崎 拓君
佐藤 静雄君 牧野 隆守君
笹川 堯君 玉生 孝久君
小澤 克介君 浜西 鉄雄君

本日開議に付した案件

電気工事士法及び電気工事業務の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案起草の件
通商産業省の基本施策に関する件
経済の計画及び総合調整に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

通商産業省の基本施策に関する件及び資源エネ
ルギーに関する件について調査を進めます。
電気工事士法及び電気工事業務の適正化に
関する法律の一部を改正する法律案起草の件につ
いて議事を進めます。
本件につきましては、先般理事会等において
協議の結果、お手元に配付いたしましたとおりの
起草案を得ました。
まず、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上
げます。

現在、一般家庭等に設置される一般用電気工作
物の保安の確保につきましては、その電気工事を
電気工事士に義務づけた電気工事士法が昭和三十
五年に制定されており、また、一般用電気工作物
に係る電気工事業務を営む者に登録等を課した電気
工事業務の適正化に関する法律が昭和四十五年
に制定されております。両法律は、一般用電気

工作物の保安レベルの向上に大きな役割を果たし
てまいりました。

しかしながら、これら両法律の規制対象となっ
ていないビル、工場等に設置される自家用電気工
作物の現状を見ますと、電気工事段階における不
備が主要な原因の一つとなつて多くの事故が発生
しているのみならず、それが広範囲な停電を誘発
する事態を招いております。

このような事態を放置することは、高度情報化
社会を迎え、極めて高い質の電気供給を必要とす
る我が国経済社会にとって重大な問題であり、早
急な対応が強く要請されているところであります。

本案は、このような事態に対処して、自家用電
気工作物の工事段階での保安を抜本的に強化し、
事故を未然に防止することを目的とするものであ
りまして、一般用電気工作物の場合と同様に、自
家用電気工作物の電気工事についても、これを電
気工事士等に義務づける等所要の措置を講じよう
とするものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げ
ます。
まず、電気工事士法については、第一に、自家用
電気工作物に係る電気工事の作業に従事する者を
限定し、自家用電気工作物に係る電気工事の作業
に従事する者は、第一種電気工事士その他の有資
格者でなければならないこととし、それ以外の者
はこれに従事することを禁止することでありま
す。

第二に、電気工事の作業に従事する者の資格を
追加し、現行の電気工事士を一般用電気工作物に
係る電気工事の作業のみに従事できる第二種電気
工事士とし、新たに自家用電気工作物に係る電気
工事の作業及び一般用電気工作物に係る電気工事
の作業に従事できる第一種電気工事士の資格を設

けるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事のうち特殊なものに従事できる特種電気工事資格者の資格等について定めることとあります。

第三に、第一種電気工事士に対し、五年ごとの定期講習の受講を義務づけることとあります。

次に、電気工事業務の適正化に関する法律については、第一に、自家用電気工作物のみに係る電気工事業務を営もうとする者に対し、通商産業大臣または都道府県知事への電気工事業務開始の事前通知を義務づけることとあります。

第二に、電気工事業者に対し、自家用電気工作物に係る電気工事については、第一種電気工事士の使用を義務づけるとともに、特殊電気工事については特種電気工事資格者の使用を義務づけることとあります。

次に、法律の施行日及び経過措置については、第一に、法律の施行日を公布の日から一年後とするるとともに、自家用電気工作物の工事に従事する者を第一種電気工事士等に限定すること等については、法施行日から二年間は適用しないこととすることとあります。

第二に、現在、電気工事士の資格を持っている者及び十年以上の電気工事の実務経験を有している者について、一定の条件を満たした場合、第一種電気工事士の資格を取得できることとすることとあります。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○佐藤委員長 お諮りいたします。

お手元に配付しております電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案といたしたいと存じます。

すが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。(拍手)

なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○佐藤委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤原ひろ子君。

○藤原(ひ)委員 東芝事件に端を発しまして、コム問題がにわかに大問題となつてまいりました。まず、最初に大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

先日、二十一日の参議院の予算委員会におきまして、我が党の橋本議員がコムとは一体何ですかという点について質問をいたしました。これに對して外務省の経済局長は、コムとは、パリに本部があり、共産圏に對する輸出規制を非公式に協議する機関で、拘束力はないと答弁されました。

すなわち、国際的に法的拘束力はないということですね。この点につきまして通産大臣の御認識も同じだと思いますけれども、まずこの点、確認をさせていただきたいと思ひます。

○田村國務大臣 大体そのようなことでござい

○藤原(ひ)委員 コムが秘密のベールに包まれました非公式の協議機関であり、そこで申し合

たと思ひます。

そこで、私は輸出貿易管理令別表第一について、具体的な問題に入りたいと思ひます。

貨物の輸出につきましては、外国為替及び外国貿易管理法、いわゆる外為法の第四十七条で輸出の原則自由が、そして四十八条で輸出の承認が定められております。そして、さらに輸出貿易管理令及びその別表第一によつて具体的に輸出制限品目、仕向け地が定められているわけです。

そこでお尋ねいたしますが、外為法が昭和二十四年十二月一日に公布され、同じくその年の十二月一日に輸出貿易管理令、いわゆる輸出貿易管理令及びその別表第一が定められた後今日に至るまで、輸出貿易管理令は何回改正をされたでしょうか。さらに、そのうち昭和五十九年から昨年末までの三年間、この間に何回改正されているでしょうか。お答えをお願いいたします。

○深沢政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘の昭和二十四年十二月一日以降、貿易管理令が改正されました回数八十八回に及びます。それから、後半の第二点の五十九年から六十一年度までに行われました改正の回数でございますが、六回に及んでございます。

○藤原(ひ)委員 三十七年間に八十八回と、実に頻繁に改正をされております。最新の貿易管理令及び別表第一は昨年十二月十九日の政令第三百七十八号、十二月二十三日の政令三百八十二号でそれぞれ改正をされ、本年一月一日から施行をされているわけです。

その別表第一には、クリンルーム用の集じんフィルターあるいはホバークラフト、これも新規制限品目に加えられました。これらの品目の輸出を制限することは、国際収支の均衡を維持し並びに国民経済の健全な発展を図るため、こういう通産大臣に与えられている輸出不承認の要件とどんな関係があるのでしょうか、簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

○深沢政府委員 お答え申し上げます。

の見直しに伴いますその改正点も入つてござい

す。それでコムのリストレビューというのが、しよつちゅう行われておるわけでござい

その品目につきましては、これは安全保障上の戦略性の観点を踏まえていろいろ議論がなされ、各国の間で合意が行われれば、それに伴つた格好で各自各国の体系の中で規制してまいるわけでありますが、我が国の場合には先生御指摘のとおり外為法で規制しているわけでござい

それで法律の関係でござい

八条に基づきます貿易管理令でその品目を掲げ

して、通産大臣の承認を受けるべく義務づけて

ござい

攻撃、こういうことになってあらわれている。これはもう皆さんも御承知のとおりです。半導体製造工場などで使われております集じんフィルターの場合も似たり寄ったりの状態です。

そこで、本年一月一日から施行されている最新の輸出貿易管理令について、改正の概要をお聞かせいただきたいと思います。

○深沢政府委員 最新時点の改正の状況でございますが、これは六十二年の一月一日より施行されているものでございます。

何点かございますけれども、まず一つは、ココムにおきます規制品目のリストがレビューされまして、それに伴いまして改廃されている項目等がございます。そういったものが、改正の一つのポイントでございます。そして、そういった中に先生御指摘の集じんフィルターとかホーバークラフトとか、その辺のところが入っているのも一つの場合でございます。

それからもう一つは、これはココムとは関係ございませんけれども、いろいろな理由から、例えば米国向けのNC工作機械が新たに規制の対象品目になるとか、そういったようなことを含みましての改正がございます。

以上でございます。

○藤原(ひ)委員 通産省貿易局から六十二年一月の改正について、私の方にも概要をいただきましたが、今もおっしゃいましたし、またここにもこのように明記されています。「ココムにおける規制品目リストのレビューに伴い、八十八品目について輸出貿易管理令を改正」、こういうふうな修正したことが御答弁あるいはこの報告書によってはっきりしたわけですね。

これは、外為法及び輸出貿易管理令が、その目的とは無関係にココムの申し合わせに事実上拘束され、恣意的に改正されているということを示しているではありませんか。通産省、ココムは国際的に法的拘束力はない、こういう政府の御見解、今田村通産大臣も御確認になりましたが、これと矛盾をしているではありませんか。

○深沢政府委員 先生の御指摘の問題、今何点かあったと思えますけれども、外為法での規制というのは、国際的な平和及び安全の維持を妨げるようになるようなケースについてチェックしていきましようという範囲が一つ入ってございます。それから、そのほか需給上いろいろな問題がございます場合の輸出のチェックというふうなものも入ってございます。そういった意味のものが対外取引の正常な発展を期したり、国際収支の均衡それから通貨の安定を図る、そういったことによつて我が国経済の健全な発展に寄与する、そういった目的、原則自由ではございますけれども、そういった目的に沿った規制というものはなされているわけでございます。

それからもう一つは、ココムは、そこで話し合われた内容につきましては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように確かに各国を縛るものではございません。しかしながら、これは西側の諸国がそういうふうな合意に基づきながら各自で自主的に規制をしているようなことがございます。そういう意味で、日本の場合も主要な西側諸国の一員として、安全保障上の観点から、そういった合意を背景にしてやはり我が国の体系の中で外為法に基づいて輸出を管理しているわけでございます。まさに自由で拘束はしませんけれども、そこに反するやり方を日本としてとっていった場合、先ほど来申し上げましたような外国貿易、国民経済の健全な発展の考え方と違つてしまつていくわけでございます。そういった範疇におきまして、目的の範囲内で規制をしているものでござい

ます。

○藤原(ひ)委員 一方では法的拘束力はない、こういうふうにおっしゃり、一方では事実上の拘束力を認めている。自主的自主的とおっしゃいますけれども、自主的というのは自覚ということが表裏一体でなければならぬと思ひます。ココムの申し合わせという経済的理由によるこういう恣意的な外為法、輸出管理令の改正あるいは運用によつて、東芝機械が告発されたばかりか、我が国

の貿易の自由が大きく脅かされようとしているわけですね。

いわゆるココム判決という、有名な一九六九年七月の東京地裁の判決がこう言っております。「外為法はその四十七条において輸出自由の原則を宣言しているが、輸出の自由は国民の基本的人権であつて最大の尊重を必要とするから、その制限は最小限度のものでなければならぬ。ココムの申し合わせなど経済的理由による輸出制限は、それが間接的に経済的效果を伴うものであつても、輸出貿易管理令第一条第六項の趣旨とするところではない」と明快に判断をしているわけですね。通産省のココム問題での対応は、憲法違反として確定済みの判決をもじりうんするものであるというところを指摘をいたしまして、次に進みたいと思ひます。

大蔵省の方は来ていただいておりますね。――憲法の定めによりまして、予算というものは国会に提出をされ、国会の議決を得て執行をされております。さらに、財政法第十四条、第二十三条、第二十八条、それに第三十二条等の定めによりまして、国の歳出というのはいずれもこれを予算に編入しなければならず、歳出予算はその性質や目的に従つてこれを区分し、款項目に至るまで国会に提出することが義務づけられ、しかも予算の目的外使用は禁止されているというふうに思ひますが、これらの諸点については間違ひはないでしょうね。

さらにあわせてお尋ねをいたしますが、ココムへの分担金なるものが、あるいは名称は違つてもここ数年来外務省あるいは通産省の予算に計上されているのかどうか、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○永田説明員 お答えいたします。

先生の第一の御指摘の財政法上の問題でございますが、一般論として申し上げますれば、財政法第二十三条の規定によりまして「歳出にあつては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならぬ」とされておりますし、第三十二条の規定に

よりまして「各項に定める目的の外にこれを使用することができない」ということとされております。御指摘のとおりでございます。

それから第二点でございますが、これにつきましては外務省及び通産省の所管の予算書に、ココムに対する分担金としては予算書上に掲名されてないという事実を申し上げ、お答えにさせていただきます。

○藤原(ひ)委員 それでは外務省は、我が国はココムに対して毎年幾らの分担金なるもの、分担金と命名していかもわかりませんが、こういうものを幾ら支払つていらっしゃるんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○八木説明員 御説明いたします。

我が国はココムの一参加国でございますので、先生御指摘のとおり、その運営のための経費につきましてその一部をメンバーとして負担しているわけでございます。

ただ、ココムは各国の非公式の相談の場でございます。また、参加国間の申し合わせによりまして、各国の支出金額等を含めましてその活動の詳細については公にしないことになっておりますので、国際信義上の問題もございまして、我が国からの支出額につきましても御容赦いただきたいと思います。

○藤原(ひ)委員 ちょっと御答弁が聞こえにくかつたのですが、分担金なるものは払っているわけですか。いろいろあとのことはいいですから、いるのかいないのか、もう一遍明快に言ってください。

○八木説明員 分担金という名称ではございませんが、その経費の一部を負担しております。

○藤原(ひ)委員 外務省は今、ココムへの分担金ではないけれども、そういう名目を使つてないけれども、支払つているという事実そのものについて、は明言をされたわけですか。いろいろ言ひわけをされましたけれども、先ほど大蔵省から答弁をされたとおり、憲法や財政法の定めにより、分担金支払いの額や、分担金に似通つたものでも、その歳出項目を国会に明らかにするということは当然

ではありませんか。

昨日、議員会館の私の部屋で、通産省の安全保障貿易管理室長に来ていただいてお尋ねいたしましたところ、分担金は、外務省に確認したところでは、外務省の予算に計上され外務省から支払われている、その金額は二十五万ドル程度であるというところを、つきりと説明をされたわけです。外務省、幾ら支払っているんですか。しかもその金額は、歳出項目のどこに計上をしているんですか。明確に御答弁をお願いいたします。

○八木説明員 コムに対する支払いにつきましては、先ほど申し上げましたように、国際条約等に基づく義務的な国際的分担金とや性質を異にすることもございまして、これまで分担金として予算計上することなく、外務省予算としてやりくりして支払ってきた経緯がございます。

なお、金額につきましては、先ほど申し上げました理由によりまして、その言及につきましては御容赦いただきたいと思います。

○藤原(ひ)委員 それでは、昨日私が聞きました、通産省から明らかにされた二十五万ドル程度支払っているという言明は否定をされるわけですか。そうではないということですか。

○八木説明員 当方といたしましては、外務省の予算の中でいろいろやりくりして支払っているわけでございます。このやりくりにつきましては財政法、会計法の範囲内においてやっていますのでございます。

また、金額につきましては、特にその金額からコム全体の活動規模その他にも及ぶ話でございますので、国際信託上の問題もございしますので、その金額につきましての言及は御容赦願いたいと思います。

○藤原(ひ)委員 国際信託というものは自主性や自覚性があるって当然ではないでしょうか。やりくりしてやっている、そんなでたらめな答弁は国会そのものを冒瀆するものだと言わざるを得ません。アメリカの議会ではパル前国防次官補が証言をしておるのに、日本では国会に報告もできないなどというところは到底認めるわけにはまいりません。しかし同時に、通産省が明言された金額を否定も肯定もされない、幾らとは言われないというところは、事実上コムに対して二十五万ドル程度の分担金を支払っているというこの証明にもなるというふうに思うわけですか。

ここで会計検査院にお尋ねをしたいと思えます。お越しいただいておりますね。――予算科目に計上することなくやりくりするというようなこととお金を集めて支出をする、こういうことはいいことでしょうか。憲法上の疑義はもちろんです、財政法違反の疑いが濃いコムへの分担金支出の実態について、直ちに検査すべきではないでしょうか。

○小野田会計検査院説明員 お答え申し上げます。今後の検査に当たりましては、先生の御指摘の趣旨を念頭に置きまして十分に検査してみたいと思っております。

○藤原(ひ)委員 我が党といたしましては、アメリカの対ソ戦略に沿って共産圏への輸出を制限する、しかも一切秘密で非公式の協議機関であるコムに対して国民の血税が不法、不当に分担金なるものとして支出されていることを、到底認めるといふようなことはできません。今御答弁がありましたが、小野田大蔵検査第一課長にぜひ厳格な検査をお願いしたいと思えます。

では次に進みます。東芝コム事件を契機にいたしました、我が国の経済の進路は新たな重大な転機に直面をしていると思えます。そこで、少し角度を変えてお尋ねをしたいと思います。

一九八一年末のポーランドの戒厳令に端を発しまして、アメリカのレーガン政権は対ソ経済制裁を提案をし、シベリア天然ガスパイプラインプロジェクト関連機器の対ソ禁輸措置を実行いたしました。そしてプロジェクト関連機器の輸出契約を行っておりました英、仏、西独に対しまして、一九八二年の六月以降、イギリス、フランス、西独、イタリアはアメリカの圧力を断固として拒否いたしました。そして輸出を強行をしたわけですか。

そしてついに十一月、アメリカは対ソ石油・天然ガス関連機器技術の禁輸措置解除に追い込まれたわけですか。通産省、以上の経過に間違いはないでしょうか。

○村岡政府委員 八二年六月という時期は、実はアメリカが米国の輸出管理規則を改定いたしました。石油・ガス関連機器の輸出規制を強化した段階でございます。その後、欧州各国、我が国も含めて、アメリカの措置について必ずしもこれを了解しない、こういう態度を堅持しておったわけでございます。その後、これらの反対を踏まえて米国の当該措置を解除したというのは、先生御指摘のとおりでございます。

○藤原(ひ)委員 一九八三年のシエトロ白書にそれは明記してあるのですから、今お認めいただいたとおりです。

次に、一九七九年末のソ連によるアフガン軍事介入に対して、一九八〇年一月以降、当時のアメリカ・カーター政権が主導をいたしまして実施した対ソ経済制裁に対して、フランス、西ドイツがとった対応もほぼ同様な態度です。

そこで、次いで対ソ軍事優位をねらい、対ソ経済制裁の先頭に立ってきましてアメリカ自身がとった態度も見えてみないかというふうに思うわけですが、それはソ連に対する穀物輸出の経過に顕著に出てくるというふうに思われます。

アメリカは、これまでに述べました対ソ経済制裁の中で、一九八〇年の一月に禁輸措置というものを実行いたしました。しかし、八一年の四月にはもう、当時対ソ輸出の六割を占めます穀物の禁輸措置を解除をしているわけですね。対ソ輸出では小さなシェアしか占めないコンピュータであるとか、あるいは電子機器などの禁輸措置だけを継続したわけですか。そして一九八三年には、レーガン政権は、同年十月から前協定の五割増し、年間九百万トンから千二百万トンもの対ソ長期穀物輸出協定、これを締結いたしました。さらに、本年の五月には、初めて補助金つきで小麦を売却したとも伝えられております。これもシエトロ白書の

一九八四年版に明記されているわけですが、アメリカの対ソ穀物輸出について、以上の経過に間違いはないでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

○村岡政府委員 おおむね正しい理解だと存じます。

ただ一点、やはり申し上げておきたいのでございますが、八〇年、アメリカは対ソ穀物輸出の禁輸を行なったと先生おっしゃいましたが、禁輸というのが果たして種々な言葉であるかどうかというのにはや疑問があります。つまり、当時ソ連への穀物売却の制限を行なったわけでありまして、そのときといえども米ソ穀物協定の八百万トンの輸出は継続していた、認めていた、こういう状況にございました。

○藤原(ひ)委員 日本に対して農業への保護政策を強く非難をして、そして米の輸入の自由化まで迫りながら、そして対ソ制裁を強く迫りながら、アメリカ自身がとっている態度はどうでしょうか。余りにも身勝手ではないでしょうか。アメリカによるコム体制強化と、それに沿った対日圧力強化のねらいが、対ソ軍事優位とアメリカ産業の競争力強化にあるということは明白だということに思えます。

通産大臣、今我が国がとるべき道は何でしょうか。憲法の平和原則に反するコムから脱却をして経済主権を回復をし、先進国、発展途上国、社会主義国を問わず、世界各国と自主的で平等互恵の経済関係を確立するということではないでしょうか。あるいは、せめてフランスや西ドイツ、イギリス並みに、アメリカの理不尽な要求に対しては、ただこもともてございましてというふうな日本政府の態度ではなくて、断固たる姿勢を貫くべきではないでしょうか。御見解をお願いしたいと思います。

○村岡政府委員 先生の御指摘が、一国の一方的な主張あるいはひいて言えば理不尽とも言えるエゴイズム、こういうものに日本が一方的に従ってはいらない、こういう御指摘であるとすれば、

まことにごもつとだと思存します。ココムという非公式の組織というものは、実は加盟国が相集いましていろいろ意見を言い合いますが、こですべての国が了解したこと、これを各国が持ち帰って、さて独自に実行するかどうかということを決める対象になることなのであります。そのプロセスにおいて、日本はいろいろな国益、幅広い国益、その中には西側諸国あるいはひいては日本自身の安全保障問題が入るといことは当然であります。が、広い国益を踏まえてバランスのとれた判断ができるように日本もいろいろ主張してまいってきただけであります、今後ともそのような点においては変わりないと思存しておる次第でございます。

○藤原(ひ)委員 大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 我が国は、申すまでもなく憲法を遵守し、そして広く国際協調の実を上げ、また国際分業の一翼を担い、内にあつては国家の繁栄と国民の幸せをつくり上げる、これが日本の歩むべき道だと思つてます。その場合といえども、私は、日本は自由社会の一員であるという認識だけははつきりと持つていくべきだと思つてます。

先生と私と、立場が違いますから、これはもう白がいか黒がいかと言つてもどうにもしようがない問題でありまして、私もそれに別れに反論する気もありません。ということとは、先生も確信しておられるし、私も確信しておるのですから、私は先生を立派な人だ、美しい人だと仮に思う、ほかの人がそうでない、それは見方の違いですから、それ以上物の言ひようがないわけでございます。ただ、私は、自由陣営の一員であるという信念と、そして祖国の安全を確保するということは、日本国民の恐らく総意に近いものという確信を持っております。

○藤原(ひ)委員 先ほど強調いたしましたように、ココムからの脱却をすること、このことこそ世界各国と自主的の平等互恵の経済関係の確立だ。私は、決して美人か美人でないかというふうな問題ではなくて、日本の将来、未来にとつても大変重

要だ、こういうふうに思存しますので、この主張をしていく次第でございます。

アメリカがココム体制強化を重視して、対ソ軍事優位と産業の国際競争力を強化しようとしていることは、ことしの一月提出されました国防報告やレーガン大統領の演説からも明らかでございます。また、日本政府がどの先進国にも増してアメリカの言いなりであるということもまた明白です。今の大臣の御答弁は、日米運命共同体路線、日本列島不沈空母化を言明をいたしました中曽根総理大臣と全く同じであり、危険な立場を表明されたものと指摘せざるを得ないというふうに思存しております。

さらに、今進めています外為法の改正、これにおきまして、外務省との法定協議や安全保障条項が加えられようとしておることは、昨年来通産大臣が繰り返して主張をされ、外為法本来の目的でもある貿易自由の大原則に完全に反するものだ、この言わざるを得ないと思存します。我が国がココム体制強化に向かう背景には日米軍事同盟があること、日米軍事同盟を解消することこそ、外為法の目的にあります。我が国経済の健全な発展に資する道であることを私は強く指摘いたしまして、次の質問に移りたいと思存します。

それでは、都市再開発と中小小売業の問題について若干、時間いっぱい質問を申し上げたいと思存します。

京都地域商業近代化地域計画というものが、中小企業庁は補助事業として商業近代化地域計画策定事業を進めておられるわけですね。ことしの三月でしたが、部屋からここまで持つてくるのも大変なこのような膨大な資料が「京都地域商業近代化地域計画報告書」、こうして出たわけですね。報告書によりますと、建都千二百年を迎える京都の未来をつくる新しい商業のあり方を探る、また、世界の京都に貢献する活力ある商業活動の実現が計画の最終目標であるというふうに書かれておられるわけですね。

要しますと、立派な計画を立てるのはよいけれども、行政がもう少ししてご入力をしてくれなくてはならないという意見とか、あるいはこれだけ時間をかけて検討してこの程度の現状認識と対策なのかという声が多いわけですね。

ん。コミュニティマーケットはこれまで二十八カ所指定いたしております。これはある一つの商店街の中の特定の商店街というものを取り上げまして、そして全体の合意というふうなものを経て、都市再開発事業とあわせて、そして暮らしの広場といいますが、買い物をしたくなるような商店街をつくらうというわけでございます。

委員長、済みません。ココム関係の方はどうぞお帰りのために結構でございます。ありがとうございます。

これまで私どもは、御存じだろうと思存しますが、高度化事業という中小企業事業団と県が行っている事業、これについて商店街の共同施設だけでも約千五百十件、こういうものについて特別の低利の融資資金を行つておられるわけでございます。現在、商店街は日本全体で一万六千ぐらいございます。それから、日本一万六千の中で商店街のアーケードをしたらカラー舗装するとかそういうふうな形を共同施設事業といいますが、これでも千を超えて行つております。それから商店街それ自身の個別の商店を含めましてそういう事業、これも低利の資金、金利二・七％、あるいは融資対象六五％というふうな形でございます。これについて七十件余りの事業を行う。あるいは共同店舗という、みんなが寄り合い、小売商業が集まりまして行っている事業等々をやりますと、今までの実績はちなみに約千七百件でございます。金額にしますと今までは二千六百億円弱、こういう形で融資いたしているわけでありまして、そういう中で御理解いただきたいと思います。

○佐藤(剛)政府委員 お答え申し上げます。今、先生の御指摘がありました京都の商店街関係を中心としての近代化事業でございますが、これは商工会議所に対して私どもが補助金を出し、商工会議所がその主体となつて将来の京都、こういうビジョンをつくるわけでございます。その中の一部に、例えば具体的に申し上げますと亀岡市あたりでございますが、これはコミュニティマーケットに、既に私どもの指定地域になつておるわけでございます。そういう面についてのものも含んでおりますが、コミュニティマーケットそのものとは直接のかかわり合いはあるわけではございません。京都市全体の商店街活性化あるいは将来における潤いの町といえますか、そういう計画でございます。

先生今、京都に百幾つも商店街がある、それじゃコミュニティマーケットの数からいって少ないんじゃないか、こういう点でございますが、私もコミュニティマーケットだけを小売商業等について事業としてやっているわけではございませ

みましますと、立派な計画を立てるのはよいけれども、行政がもう少ししてご入力をしてくれなくてはならないという意見とか、あるいはこれだけ時間をかけて検討してこの程度の現状認識と対策なのかという声が多いわけですね。

ん。コミュニティマーケットはこれまで二十八カ所指定いたしております。これはある一つの商店街の中の特定の商店街というものを取り上げまして、そして全体の合意というふうなものを経て、都市再開発事業とあわせて、そして暮らしの広場といいますが、買い物をしたくなるような商店街をつくらうというわけでございます。

当に狭い家でお商売を営々と続けているところへのいろいろな施策、対策というのは非常におくれているわけですね。そういうところの援助策、支援策、これをぜひ細かくお願いしたいということを中心してのようです。

それは、二条駅周辺の再開発問題なんですけれども、建設省も構成の一員であります二条駅周辺整備計画調査委員会というのがつくられております。この委員会が、京都の二条駅周辺のことをやります。この場合で開かれては、しかも非公開で行われているというのが現実です。そのため、地元住民の不安と危惧が広がっております。わけがわからぬわけですね。計画の対象区域は準工業地域であり、計画区域の周辺には千本通りとか三条通りとか旧二条通りなどの商店街もありまして、今申しましたような中小零細商店が多く、この不況の中で自分たちの営業と暮らしは一体どうなるのか、特に大型店の進出などには大きな不安があるわけです。

ですから、こういうものの計画策定に当たっては、地元住民を追い出したり、地場産業や商店街つぶしにならないように、特に、大手の百貨店やスーパー、専門店中心ではなくて、地元商店街、中小小売業者の要望であるとか、住民の意向、これをまず第一に反映させることが非常に重要なんです。また、京都の有名な大極殿や二条城など、旧平安京以来の歴史的な文化施設あるいは京の家並みなど、京都の特質を最大限に尊重することが大切だということに思いますが、建設省、また通産省のお考えを聞きたいと思えます。

○伴説明員 答え申し上げます。
二条駅周辺の再開発事業でございますけれども、現在この箇所につきましては、土地区画整理事業だとかあるいは山陰本線の高架化、連続立体交差事業、新都市拠点整備事業等を総合的にやっております。ここに新しい都市機能を持つた拠点づくりをしようという計画しております。その

ために、昭和六十一年度に総合整備計画を作成しようということ、京都市を中心して現在の調査あるいは計画の取りまとめを行っているわけでございますが、当然のことながら、その計画の策定、特に区画整理事業等につきましては都市計画決定をやるわけでございますので、今何回か話し合いをしていただいておりますけれども、なお都市計画決定の手続では、きちんと地元商店街あるいは地元住民の方の御意向を十分反映して行うようにやっております。そういうふうに思っております。また、そのように地方公共団体を指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、ここには相当大規模の構造物である鉄道高架施設等々がございます。したがって、周辺環境への影響等々、あるいは古い駅舎がございまして、そういった歴史的建造物の取り扱いにつきましても慎重を期する必要があると思っております。これにつきましては地元の方でデザインの方、専門家あるいは建築の専門家等々、専門分野の方が集まってデザイン検討委員会というのを設けておりまして、その場で検討しているという聞いております。

いずれにしても、自然環境あるいは歴史的環境に恵まれた京都にふさわしいような都市景観を形成するように努力してまいりたいというふうに思っております。

○佐藤(剛)政府委員 ただいま建設省から答弁があったとおりでございます。非常に詳細にわたる、現地の意向を十分反映した計画推進ということで、私も全く同意見でございます。

中小企業庁としましては、コミュニティマーケットの問題にしまして、建設省と連携しながらやっていくという一つの大きな合意がなされておりますので、かような形で進めていくことになると思えます。

ちなみに、二条駅周辺、西の交通の核の最重要地点でございます。既存の商業集積といかに調和をしながら推進するかということが重要であるということ、先ほどの先生の指摘がありました

商業近代化地域計画にもかような形の報告がなされております。

○藤原(ひ)委員 建設省の方も、現地や地元住民の意向をよく聞いてやれ、こういうふうに指導もしたいし、その方向でやる、通産省も、それと同じように一緒にやってやっていたい、その点をぜひ御努力いただきたいと思うわけですね。

実際にはどうなっているかといいますと、だからこそ私は今質問しているわけなんです。この都市基盤整備を行うための例えば土地区画整理事業、こういうものを実施するということに計画をしているのですけれども、その方法は用地買収方式ではなくて減歩で行う、こういうわけなんです。この方式ですと、行政は買収費は出さなくて、いわば土地のただ取りで公共用地をつくらうというものです。

あなた方は、ただ取りじゃない、区画整理のおかげで土地の面積は減っても評価額は上がるんだ、値打ちが出るんだと、住民側からするとまるで恩着せがましい論理を振りかざされるわけですね。いろいろ理屈はあるのですけれども、住民側はそんなことでは納得できないわけですね。区画整理に当たっては、特に地元住民の意見をよく聞いて、慎重に進めるように京都市を指導してほしいのです。

例えば、この説明会が開かれる、そうすると、その道なら道の両側の人だけ四十軒を対象にやりますよ、こういう案内が行く。聞きつけた全体の方々はびっくりして、小学校での説明会に百人以上も集まる。非常に注目しているし、心配もしているからこそそうして集まられるわけです。ですから、本当に広く、皆さんによくわかるように、懇切丁寧に指導をしていただきたい。都市計画の決定が九月にも出るように言われていますから、決して見切り発車などしないように、あくまでも慎重に進めるように急いで指導をしていただきたい。

この御答弁をいただきたいのですが、先ほどの、地元住民の意向をよく聞いてやると言われたこと

を信じて、私は、時間がないので御答弁はいただきますが、京都市に向けてちゃんとそういうふうに指導していただきたいということに対して、オーケーかノーかということだけ簡単にお願いいたします。

○小川説明員 先生お話しのとおり、十分地元と協議を進めるように指導してまいるつもりでございます。

○藤原(ひ)委員 わかりました。それでは最後に、産業政策局にお尋ねをしたいと思うのです。

私は、去る五月二十二日に当委員会におきまして、大変な困難に直面をしておられる中小小売業者や小規模零細業者の営業と暮らしを守る問題について質疑を行わせていただきました。さらに、大型店の営業時間についてお尋ねをしたと思っております。

通産省は、百貨店、スーパーなど大型小売店の営業時間を延長する、こういう方針を決めたこと新聞報道をされております。今、中小小売店の各団体は、中小商店の立場を無視した措置だ、こういう措置は困ると強く反発をして、この運動も起こそうと火の手も上がっているというふうに思われるわけですね。中小零細小売店の皆さんは、京都でも、百貨店やスーパーのシャッターがおりてから、ふろおけを持った親子のふろ着りのお客さんをねらって商売をしなければならぬというやうな大変な苦境が今日の現実であるわけです。今でさえこのように長時間労働になっているのが中小零細企業の生活ですね。ですから、健康が破壊されているということは本当に目に余るというやうな状態になり、アンケートにも数字としてそれがあらわれてきているわけです。

先日、売上税が廃案になってやれやれと思った途端、今度はマル優の廃止だ、その上に大型店の営業時間の延長では、踏んだりけったりではありませんか。原則営業六時、例外措置七時、これを崩して中小小売業者に重大な影響を与えるようなことは絶対にしてはならない、こういうふうに思う

のですが、この営業時間の延長の問題について御見解をお願いしたいと思ひます。

○末木政府委員 通産省として具体的な措置を決めたという事実はございません。先月の大規模小売店舗審議会、最近の消費者の生活の夜型化に伴ひまして大型店の閉店時刻問題はいかにあるべきかという点を御議論いただきまして結果、中小企業の関係の方も加へまして、いわば専門の委員会を設置してこの問題を審議し検討しようということになったところでございます。具体的な方針は今後の問題でございます。

○藤原(ハ)委員 今の御明言のとおり、通産省としてはそのことはやらない、通産大臣はいつも自分は中小零細企業、むしろ零細の方に力を入れて、そういう大臣だということを申し上げておいて、その大臣でございますから、そのもとでこのような営業時間を、原則を外して困難を中小企業者に与えるというようなことは絶対にしてはならないし、していただかないということでは質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十六分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。緒方克陽君。

○緒方委員 私は、前回の委員会ではIJPCの問題について質問をしたわけでありましたが、最近のマスコミ報道などによりまして、いよいよ一つの局面を迎えたような気がするわけでございます。その意味は、まず第一に、この事業がナショナルプロジェクトで非常な大企業であるということ。二つ目は、マスコミでも言っておりますように、いわゆるこの事業にかかわる輸出保険の申請は、事実上この事業からの撤退を意味するものではないかというふうに思ふこと。そして第三は、この保険の申請によつて、今日でも危機的な状況を迎

えています輸出保険特別会計に与える影響は非常に重大であるというふうな観点から、以下質問を申し上げます。

IJPCは、御承知のように日本とイランの合併事業でありまして、一九八〇年当時の見積もりでは日本側が約四千三百億、イラン側が三千億でありますけれども、イ・イ戦争によつて、八五％工事が終わった段階で被爆などを受けて事実上七年間もその後工事がされていらないこととて、大変厳しい状況にあるというふうに見ているわけですね。しかもこれに投資された金額も大変な額でありますし、今回会社側からこの事業の継続が不能であるというところで海外投資保険の、いわゆる貿易保険であります。申請を行うということが報道されております。

私は、今日までの経過と現状を見る限り、事実上の倒産、破産といいますが、そういう状況ではないかという気がするわけでありまして、このプロジェクトは非常にピンチに立っているのではないかと思ふわけでありまして、このIJPCについて、通産大臣としては現状の認識はどういうふうなされているのか、そのことをお尋ねしたいと思ひます。

○田村国務大臣 IJPCプロジェクトは、日本とイランの言ふならば友好のシンボルと申しても過言ではないと思ひます。そういうことから、今日まで我が国はできる限りの支援をしてまいりました。このプロジェクトは、イラン・イラク紛争のもとで被爆を受けるなど不幸な状況のもとにあつて、現時点では工事再開の見通しが得られないといひますが、得られる状況にないというふうな姿であります。今後イラン・イラク紛争の推移などを踏まえながら、日本とイランの当事者間で本件取り扱いについて友好的な話し合いが行われますように、政府としても期待をいたしておるということでございます。

○緒方委員 型どりの答弁でございます。現実の認識が非常に甘いといひますが、具体的に御答へになっていないということでは不満であります。

が、しかし、そういう事態ではないのではないかと、いう意味で、以下二、三質問をしたいと思ひます。

この事業のいわゆる保険の問題に絡んで、大変影響を受けます貿易保険の特別会計の現状についてお尋ねしたいと思います。

昭和五十六年度には、この特別会計は千四百五十億程度ありまして支払い準備金、これは現金、預金でありますけれども、それが累積債務国のリスクジュールの増大によつて、わずか六年間で、昭和六十二年度では、今年度予算では三千三百六十三億もの資金を借りて運営しなければいけません。そういう現状になっているわけでございます。この六年間で、言ふなれば貿易保険の実態は天国から地獄へ、そういう状況ではないかというふうな言つても過言ではないと思ひます。

しかも内容を検討してみますと、昭和五十六年度は、この貿易保険はいわゆる三百二十八億円の保険料が入つていたわけですが、それに対して支払いは三百七十六億というところではほぼ均衡しているといひますが、そういう状況であつたわけですが、一番新しい資料で、六十一年度はまだ出ていないようですが、六十年度でも、保険料の収入は四百六十七億に対して支払いは千六百四十二億です。これはリスクの関係でありまして、こういう状況の中でIJPCの保険に付いていかなければいけません。もちろん、何年か後にはそういうものが出てくるわけではございますが、非常に厳しいというところではないかというふうに思ひます。この点について、いわゆる貿易保険の特別会計の現状の認識、大変厳しいのではないかと、いうことについて一つと、いま一つは、イラン問題を取り上げておられますが、ほかにもいろいろな債務国があるわけではございます。イラクでも同じように、今回のように国家的なプロジェクトではございせんが、そういうものがあるやに聞いております。何千億か。そういう点もあるやに聞いておりますので、どの程度のリスクによりましてそういう累積があるのか、この二点を御尋ね

をしたいと思ひます。

○深沢政府委員 御答へ申し上げます。貿易保険の特別会計の現状でございますが、ただいま先生から御指摘ございましたように、最近では特に支出面では保険金の支払い等々、非常に高くなつてございます。問題点の御指摘の中に、累積債務問題への対処イコール・リスクということに伴ひます支払いというもの非常に大きいという御指摘もございましたけれども、六十年、六十一年度で見ますと、全体の支払いが一千六百六十五億、千七百億強ぐらいにそれぞれの年度でなつてございますけれども、その中でリスクに伴ひます支払いが千四百六十億ぐらいでございます。それから六十一年度では千六百億を超しているような状況でございますから、御指摘のとおりでございます。

それと、御指摘の中に借入金などによりましてその辺のところをかなりカバーしてあるという御指摘もございましたけれども、六十一年度でいいますと、借入金は千六百四十億、六十二年度の予算でまいりますと三千三百六十三億という御指摘も、そのとおりでございます。

さて、それで、現状におきましてこういうリスクの状況というのがかなり大きくなつてございましてけれども、この背景は、例のメキシコ危機に発しますいろいろなリスクの状況の拡大にその端を発しておるわけではございまして、ただ一つ、ただいま現在におきましてこういう厳しい状況になつてきてございますが、リスクといった場合に、これは現在こういう意味での保険金の支払い額というのとは大きくなつてございまして、御案内のとおりあくまでもリスクジュールでございまして、その点から、長い目で見た場合に、その辺のところの、また返つてくるという状況がどうかという点も加味されなければならぬと思ひます。短期的に見ますと非常に厳しい状況でございますけれども、長い目で見た取支の状況というのは、また回復の方向の状況もあり得るわけではございまして、その辺の状況をよく見て対処して

いかなければならないのだという点を申し上げておきたいと思ひます。

それから第二点目でございます。I J P C の状況、いろいろ新聞等に報道されておるわけでございますが、私も、まだしかるべきその手続をとりたい等々のきちつとしたあれが来ているわけではございません。それ以外にいつて先生が御指摘になりましたのがイラクの状況かと思ひます。それで、このイラクの問題で参りますと、これは債務支払いが滞滞をいたしまして保険金が支払われなければならないような案件、これはI J P C のような、ああいう合併形式でやっているようないろいろな大型プロジェクトというような性格のものにはイラクにはございません。要するに、I J P C がそういう性格のものに現在なつておるかどうかというところは別にして、そういうプロジェクトがイラクにメジロ押しになつておるわけではございません。

性格的に申しますと個々の輸出、これは何件もあるわけでございますが、それには代金回収のために保険が掛けられておるケースが幾つもございします。それから向こうで工事をいろいろいたしすけれども、工事代金の回収に保険が掛けられておるケースもいろいろございします。それ以外に機器の据えつけとか、それからこれは大きくはございせんが、肥料の関係のプラントとか、それから病院建設にかかわりますものと、そういういたものに保険が掛けられておるケースというのは多々あるわけでございします。

これは全体がどうなつておるかという一括しての問題ではございませんけれども、もちろん中には債務支払い状況等々遅延が発生している債権が存在することは事実でございますけれども、全体としてどうなつておるか等々につきましては全部を把握しておるわけではございませんが、いづれにしても、ここだけかというのではなくて、世界全体と言つてはおかしいかもしれせんが、それに似たようなケースはまああることは御指摘のとおりでございます。

長くなりましてけれども、申し上げました。○緒方委員 それで、まず第一点の分について御回答がありましたのは、特別会計は大変厳しいが、リスクであつて、将来的には回復もあり得るといふような表現でございまして、絶対大丈夫だといふ答弁はなかつたわけでございします。大変厳しい、回復もあり得るといふ御返事があつたことを私は留意しておきたいと思ひますが、そういうことでは困るのではないかといいこともひとつ申し上げておきたいと思ひます。

それから二つ目に、今の問題に絡んで、イラクの問題で、それぞれ工事代金とかいろいろなものがあるというふうにお話がございましたが、この席上ではあれですから、全体的なリスクの状態については後ほど資料をいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○深沢政府委員 先生御案内のところかと思ひますけれども、例えばI J P C 関係でございますと、保険の掛けられておる状況、中身につきまして、なかなか投資保険でございしますが、この辺のところは日本のイランに対する投資会社が有価証券報告書などを発行してございします。そんな中に詳しい内容等が公表されてございしますから、そういったものについては私どもはお出しできるかと思ひますが、御案内のところでございますけれども、これは政府と個別の企業との間の保険関係でございまして、企業秘密にかかわるようなことも非常に多いと思ひます。その辺の制約がございしますので、事情はまた先生に御説明する機会はあるかと思ひますけれども、その辺の制約も踏まえながら、よろしく御願ひ申し上げたいと思ひます。

○緒方委員 次に、I J P C の国内の保険に関する事項についてであります。これは二つの種類があるようでございします。時間の関係で、私が数字を言つておりますと長くなりますので、これに関する保険は多分二種類ではないかと思ひますが、その件教といひますか、それぞれ二つの保険の種類と総額は幾らになるか、お示しを願ひたいと思ひます。

○深沢政府委員 御指摘の点でございしますが、二つの種類の保険があることは事実でございします。一つは海外投資保険、もう一つは輸出代金保険でございしますけれども、後者につきましては、先ほども申し上げた点でございしますが企業秘密にわたるような事項に相なります。したがしまして、この辺のところについては、大変申しわけございせんがここでは申し上げられないところでございしますが、前者の海外投資保険につきまして御説明申し上げます。

これは政府とI C D C、イラン化学開発株式会社、これは日本の法人でございします。日本のイランの会社に対する投資会社でございしますけれども、たまたまこの会社の有価証券報告書でもって公表されておるところでもございしますから、その辺のところについて、海外投資保険について御説明申し上げます。保険金額は、大体出資にかかわるものと融資にかかわるものとございします。出資にかかわるものについてでございしますが、保険金額は大体三百三十三億円程度になつておると思ひます。それから融資にかかわる分でございしますが、これは大体千三百六十億円程度であらうかと思ひます。合わせて千六百六十三億円というところが保険金額に相なります。

○緒方委員 それで、今言われた海外投資保険の分ですが、これ以外に輸銀からの直借りが五百八十九億、それから延べ払い信用供与が三百八十二億ですが、輸銀の場合には市中銀行ということでは何か四割ぐらいが保険ということでありまして、二百四十億程度、それに延べ払い信用供与が三百八十二億ですから大体六百二十億程度。そういったしますと、先ほどの千六百六十三億に六百二十億程度を足しますと二千二百億程度がいわゆる国内の保険にかかわる金額ということになるわけでしょうか、大体数字としては間違いないでしようか。

○深沢政府委員 お答えいたします。申し上げられないと言ひながら言うのは許されることかどうかわかりませんが、ただ

ローン関係にしましても返済なんか進んでくる場合もございしますし、それから幾つも件数がございしますから、例えば一から十件まであつたとしますと、最初のうちは付保されていたかもしれぬけれども後になつたらやめておる、こういうようなケースもいろいろございしますものだから、先生が今おっしゃられたのは理論的に一般的にあり得るケースの上限ということではございしません。現実問題はより少なくなります。

○緒方委員 そういうことになりまして、それでは全体の中で上限がこういう数字であるということですが、実際に保険にかかわりそうだと数字は幾らなのか、影響を受けそうな数字はどうなのかという反論になつてくるわけでございまして、その辺について、そういう御答弁であればお聞きをしたいと思います。

○深沢政府委員 私、先ほど御答弁申し上げましたように、海外投資保険関係では千六百六十三億円と申し上げました。それで先生には、理論値としてそういうことかもしれませんが、したがしまして、その中間ぐらいかと思ひます。中間といひますのは非常に語弊がございしますけれども、そういった幅の中に入つてくると思ひます。

○緒方委員 それでは、この数字を何か抽象論みたいなことでやつていてもあれですから、後ほどまた具体的にお聞きするとして、次に入りたいと思ひます。

次は、I J P C のイラン側の資金調達に關してであります。イランの国営石油公社は約二千億円のイランニアンローンがあるわけでございしますが、その五〇%を日本側が連帯保証を行つておるというところでございしますけれども、下手をすればこの一千億円を、これは保険とは違ひますが、日本側の企業ががぶらなければいけない、そういうことにもなるんじゃないかと思ひますが、その辺についてどうでしょうか。

○村岡政府委員 俗にイランニアンローンと言つております、N P C、イラン国営石油公社によりま

すIJPCに対する貸付金の総額二千億円の五〇%、これをICDCが債務保証を行っているというの事実はごさいます。私どももかなり大きな関心を持っておられるのも事実であります。しかし、NPCとICDCとの間で合意に達した補完協定、俗にSAと言っておりますが、これによりまして、本保証債務の履行というのは必ずしも予定されていないというぐあいに理解しております。もっともこのSAは、現在イランの国会の批准を得られていないという状況にございす。私どもは、今後の課題といたしまして、本件問題について話し合いが友好裏に進んで処理されるということをお願いしております。

○緒方委員　そこで、時間がだんだん迫ってきましたので、今後この問題の処理に大変大きな問題となるであろうBA協定についてお尋ねをいたします。

政府の方に協定の要約といいますが、そういうものでも出してもらいたいというふうにお願ひいたしました。私企業の問題であつて出すわけにはいかないということになっているわけにございまして、大変遺憾であります。

その内容を見てみますと、二十一項のいわゆる不可抗力の条項がありますが、内容的には、不可抗力によりこの事業から撤退する場合、損害賠償の責任は負わないというふうなことになるが、しかしその第三項で、双方が仲裁を申し立てることを妨げるものではないというふうなことになるというの聞いています。この仲裁の件で具体的に再度中身に入りますと、結局仲裁地はテヘラン、準拠法はイラン法である、ICDCとNPCはそれぞれ一名の仲裁人を指名し、両仲裁人が残る一名の仲裁人を指名する、第三の仲裁人が指名できない場合はイランの最高裁判所長官が指名する、三名の仲裁人の多数決による裁定は最終で、当事者は相手国の裁判所にその執行を要求できるというふうになっていると承知をしていただいておりますが、今のような現状でございす。

いよいよ保険の申請があるということで、事実上の撤退というふうになる場合に、こういう協定というの、言うならばイラン側の要求をそのままでのまざるを得ないということに結果的になるのではないかとこのように私は思うわけにございす。それは、協定上はそうだとはいへないききつが、ありますけれども、現実には戦争の被害の実態も調査できない、そういう状況の中で理論上の問題だけ言ってもしょうがないわけにございす。そういう中で、このBA協定によると日本側は大変なリスクを負うということになるのではないかとこのように思われますが、この点についてのお考えを聞きたいと思ひます。

○村岡政府委員　いざというときの仲裁の規定、先生御指摘のとおりでございす。一つつけ加えるとするならば、仮に第三の仲裁人の選定を二人の仲裁人ができない場合、これはイランの最高裁判所長官が指名する、そのとおりでございす。その際は二つの国籍のいずれをも有しないことというふうなことが規定されておりました。いわば第三国の人で第三者を仲裁人の議長という形で選ぶということになっておられるわけにございす。

本質論に入りますと、結局、保険の申請というものが撤退をフルに意味するようになったら日本は不利じゃないかというところに先生の御質問の核心があるように思ひます。私は、保険の申請あるいは損害発生のお知らせというものが、日本の一方的なIJPCプロジェクトからの撤退というものを直ちにストレートに意味するか、そこには議論の余地が大いにあり得る、かように考えております。

○緒方委員　私の質問の趣旨をそれなりに、私に言わせれば勝手にありますが、解釈されているようでありまして、私の質問の趣旨は、ああいふ途上国でありますからこのプロジェクトは大変リスクはあると思うのですけれども、結局、これがスタートして政府も援助しながら国家的プロジェクトとなってきたという中で、余りにもリスクが大きいかないかという観点で、やはり政治的

といひますか、指導的責任というものがあつて、じやないかというのが私の論点でございまして、そういうふうな理解をお願いしたいわけにございす。

したがって、今言いましたようないろいろな現実の中で、非常に問題がある、政府の指導責任もあるというふうな思ひます。さういふ中、結局引くに引けない、さりとて現状のままでさらにリスクが拡大していく。これは一つの想定ですが、そういう場合に、最後には三井の方は保険金を幾ら取るかということになる、政府としては保険金を幾ら少なくするかというふうな問題になっていくのではないかとこのように気がするわけにございす。引くに引けない、さりとて現状のままでいけないうこととありまして、しかし何らかの打開の道を開かなければならぬというの事実はどうも、また政府の責任もあるだろうというふうな思ひます。最後にありますけれども、そういう大きな流れとして政府の指導責任といひますか、そういうものがあつたのではないかとこの点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○村岡政府委員　確かにこの巨大なプロジェクトは、発足の当初からイラン革命に見舞われ、そしてその後でイラン・イラク戦争に巻き込まれ幾多の爆撃を受けたというところで、本当に悪い星のもとに生まれたプロジェクトであらうと思ひます。不可抗力という点も多々あるわけにございす。同時にまた我々政府側といたしまして、本件について、よりよき方向へ誘導するように可能な限りの見定めを、かつまた可能な限りの誘導をしていくということも、我々に課せられた使命だと存じております。

現時点におきましては、先生御指摘のとおり、非常に困難な局面にあるということはこれまで事実であります。私どももいたしましては、冒頭大臣が申し上げましたように、この非常に難しい局面を認識しながら、いかに日本、イランの友好的な話し合いの中で解決されていくかということ

期待しているものでありまして、御指摘のような仲裁とか裁判とかイラン法とか、そういうふうなややぎすぎすした手続によらずに、うまく解決していく方法を見つけたと念願しておる次第でございす。

○緒方委員　前回と今回二回質問をさせてもらっています。象で言うならばつめの先にさわったぐらゐしか勉強していませんので、次回、また引き続きこの問題について質問をさせてもらいたいと思ひます。

今日は、時間が参りましたのでこれで終わります。

○佐藤委員長　奥野一雄君。

○奥野(一)委員　東芝機械のコム違反の問題につきましては、昨日も私どもの方の水田委員の方から、基本的な問題については詳細に質問をしておりましたので、私は、一般論的にお尋ねをさせていただきます。私は、一般的に、いづれ法案が出てくれば審議をする機会もあるだろう、こう思ひますので、概略だけ質問させていただきます。先週ちよつと私は地元に戻りまして、一般の市民の皆さん方に、この東芝機械事件についてどう思ふんだ、こういうふうな尋ねましたら、さっぱりわからないというのが一般的な印象のようでございます。なぜこんな事件が起きたのだろうか。しかも、新聞などの報道によりますと、これは数年前から問題になっていた。それまでは政府の方でも、そういう事実がない、そういう回答をしておられて今まで来ていると思うのです。それが今回は、そういう事実がないというふうな今までの言われてきたことが、そういう事実関係というのが国民の目にはつきりしない段階で、通産大臣が急遽アメリカに行かれる。当初は何かひたすらに陳謝をする、こんなような印象を受けていたわけでありまして、また、同じく事実関係というものを否定しておりました東芝機械などが、あるいは東芝グループそのものが、社長がやめられたりあるいはまたアメリカの新聞に謝罪の広告を出

す、一体どうなっているんだろう、こういうのが、私が受けとめた一般の方の印象でございます。それで、簡単に結構でございますけれども、この経過というものを国民の皆さん方にわかりやすく何とか説明をお願いできないだろうか、そこらひとつお願いしたいと思うわけです。

○岡松政府委員 御説明を申し上げます。

今回の事件は、大型の工作機械の輸出に絡むものでございますが、これは実は九軸制御及び五軸制御のものでありながら、輸出規制の対象外でございます。二軸制御のものであるという虚偽の申請によりまして、本来必要でございまして輸出承認手続を経ないでそれぞれ、これは九軸のものでございまして五十七年の十二月から五十八年六月までの間に、また五軸のものは五十九年の四月から五月までの間に、ソ連向けに不正輸出されたというのが事件の事実でございます。

この輸出された大型工作機械は、プロペラ加工等の高度な加工を行えるものでございまして、このようなものがコムの合意及びこれを受けた我が国の外為法及び輸出貿易管理令に違反して不正輸出をされたということはゆゆしき問題でございます。また、これは我が国の安全保障はもとより西側自由主義陣営の安全保障に重大な懸念を生じかねないものであるわけでございます。通産省といましては、このような認識のもとに徹底した事実究明の結果を踏まえまして、本年四月二十八日に東芝機械を警視庁に告発するとともに、五月十五日に東芝機械等関係企業に対する処分等を行ったところでございます。

他方、企業側では五月十五日の東芝機械社長の引責辞任にとどまらず、七月一日には親企業である東芝の会長及び社長が、グループの総帥であり東芝機械の過半の株式を所有している企業の最高責任者として辞任するまでに至ったものでございます。

また、当省といたしましては、このような今申し上げましたような事件関係企業に対する処分のほか、七月の二日、七日の二回にわたりまして貿易、産業関係百四十の団体に対して、各団体

においてこのような事件が二度と起こらないような再発防止指針を策定すべきこと、及び各企業ごとに組織内の内部監査体制をつくるように指示したところでございます。

これらの一連の動きの間に、米国内では我が国に対する非難と不信が著しく高まっております。これを放置することは日米関係の基本を揺るがすのみならず、西側諸国の我が国に対する信頼を著しく損ないかねない事態となつたわけでございます。七月十四日から十七日までの間訪米いたしました田村通産大臣は、このような観点から米政府及び議会要人との意見交換を行いまして、我が国の姿勢及び外為法の罰則強化等の再発防止策につきまして米側の正確な理解を求め、不信感の払拭に努めてきたというものでございます。

以上でございます。

○奥野(一)委員 通産省の方から、東芝機械事件の経過ということで若干の資料は前にいたしておきます。大分前からいろいろな動きがあつたわけで、その都度通産省の方では、アメリカ側の方から調査要求があれば調べてそういう事実はない、そういうようなことで回答されてきているようにございます。

ことしの三月ごろにもそういうような動きがあつて、その当時からもう既にアメリカ政府の方ではこの装置というのは潜水艦のプロペラ製造に使われている、そして当時からアメリカの国防総省あたりでは、断固そういう企業については制裁措置をとる、こういう動きがあつたわけでありまして、政府の方ではそれに対しては、いや既に決着済みの問題だ、そういうふうになつておるわけでありまして、二年くらい前からそういう動きがあつていろいろ調査をされてきたけれども、虚偽の申請ということについてはわからなかつたということだと思つておられますけれども、つい最近もやはりそういうようなことがあつて、アメリカの方から再度要請をされて、日本政府の方では決着済みの問題だ、こういうふうになつたとい

うふうに我々聞いているわけですが、その時点でもしそのプロペラの製造や何かに使われるということになれば、虚偽の申請をした——二軸というのなら例えばプロペラ加工には使えないのだ、もし使つたとすればそれ以上のもの、こういうことになると思うのですが、そういう面ですらに突つ込んだ具体的な調査というものをやられたのかどうか。

それからもう一つは、その時点でアメリカの方では、これはノルウェーの方も一枚かんでおられるということで、日本とノルウェー政府に対してさらに調査をするように要請をしているわけなんです。日本としては東芝機械の方が伊藤忠を通してノルウェーの方へ行っているわけなので、そのノルウェー政府の方がどんな調査をしたかということとは、この時点で何か連携をとりあつておりましたか、その点はどうでしょう。

○深沢政府委員 先生ただいま、ノルウェーとの打ち合わせなんかした上でこの調査をしたかという御指摘でございました。通産省としましては、要するに言われた事実の内容につきまして、先ほど岡松次長の方から御説明したように調査をしていったわけでありまして、通産省限りにおきましては、事前にノルウェーといふいろいろな体制を、連携をとつたわけではございません。ほかの省庁の場合にはそれは別かもしれませんが。

○奥野(一)委員 通産省自体に、あるいはノルウェー政府の方と同じような調査要求というものがアメリカから出てくるはずですから、通産省そのものがノルウェーの方と、おたくの方は調べた結果どうですか。もし日本の方が輸出した機械が、いやそういうものに使われないような機械で、コム規制の違反にはならないのだ、こう思つておつても、当初輸入をしたノルウェー政府の方が調べたら、いやこれはこういうふうなものであつたということかもしその時点でわかれば、それなりのもた手を打ただろと思うのですよ。それが、通産省が直接やらなくて、例えば外務省だとかそういうものが仮にやつたにしたら、問題は

コム規制違反ということであれば、これはお互いに連携というものは当然とら合ふことになるだろうと思つし、通産省自体がノルウェー政府に問い合わせることが仮にできないとしたら、外務省の方を通して調べてもらつて、どうなんだということは当然常識的に判断できるのですが、それはやつておられるのですか。

○深沢政府委員 当方通産省といたしますと、要するに外為法に基づきます規制がございまして、それで貿易令とか、技術の場合には二十五条に伴います規制がございましてけれども、その事実について国内で行われた関係者がどうであつたかという調査は、最後の段階におきましては徹底的に行つた次第でございます。

ただ、ノルウェーとの関係でどうであつたか等々につきましては、これはまた司法当局といひますでしようか警察の方で、協力などをしながらやつておるとも聞いております。

○奥野(一)委員 同じことを何回もやりとりしても時間的にしようがないですけれども、先ほど言いましたように、一般論として一般の国民が受けているのは、ちよつとわかりにくいというのは私はそういうところにもあるのではないかと申すのです。我々常識的に考えたら、通産省だつて外務省だつて警察庁だつて日本は日本ですから、そういうアメリカが日本政府とノルウェー政府に対して調査を要求した、それはもうわかつておることだと思つたのです。両方の政府に対して調査要求したということは、そうすれば、関連のあるノルウェー政府が一体どんな調査をしたのだらう、いや警察庁の方では調べているようですとか何とかというところではないかと私は考えるので、そういう点連携をよくやつてもらわないと、片方はそういう調査が進んでいるけれども、肝心の通産省の方は、果たしてそれがコム規制に違反しているのかどうかということがその時点でわからないうことでは困ると思つたのです。これはそれ以上申し上げません。

記事を読んでおりました、例えば今度の事件で今までのやりとりを聞いておても、こういう点があるのじやないかという指摘なんかもあるのですね。それは、日本政府はアメリカの言うこと

だった事実関係も完全に確認しないでそのとおりだというふうに思い込んでしまふという点があるのじやないか。これは、日本電気社長なんかもそういうことを言っているわけですね。例えば核持ち込みなんかのときも、アメリカが何も言っていないのだから核は整備していいんだ、もうそのままで了解をしよう。今回の場合だって、きのうも水田委員そのほかからも言われておりますけれども、事実関係を本当に確認したのか、この辺が非常にあいまいのような感じを受けるわけです。

その点はお答えは要りませんけれども、事実関係というものはきちんとして、これから万が一また同じような事件なんか起きれば困ります。起きた場合でも何でも言われたらそれとおりだなんてことにならないように、事実関係だけははっきり調べる、その上で相手側と物を言い合うということにしなければ、一般国民の目に映るのは、アメリカに一方的に言われて、事実関係も完全に確認をしないのに何でも要求をのんでしまふという印象を受けるわけですから、ひとつ御注意をいただきたいと思つておるわけでありませう。

それから次は、マスコミなんかの報道によりまして、大臣は、東芝制裁条項を撤回するためには米議会の説得は不可欠だ、そのためにできる限りアメリカの政府の方に協力をして、アメリカの政府に議案を説得してもらふ、そういうことに期待をせざるを得ないんだ、そういうふうに言われておつて、通産大臣なんか行かれていろいろの方々と会つたり、またいろいろの約束をしたというのですか、そういうふうなやられてきていてわけです。その結果、それでは東芝制裁条項というのは撤回できるとか、あるいはもつと日本に対する態度が軟化するとか、そういうような一つの成果というものについては、まだ全部まとまつて

いないと思うのですが、見通し的にはどうでしょう。

○吉田政府委員 お答え申し上げます。

今回の田村大臣の訪米は、米國議會におきまして、先生御案内のとおり保護主義的条項を含みます包括貿易法案が審議されているなど非常に緊張が高まつている、またその中で東芝機械のソ連向け不正輸出に端を発しました日本の輸出管理體制に對します非難が激しさを増しているというやうな状況、さらに東芝制裁条項が可決されるというやうな状況にかんがみまして、これに迅速に對應するというために行つたものでございませう。

今回の訪米におきまして、大臣から米側要人に對しまして、東芝機械問題は我が國はもとより西側自由主義陣營の安全保障につきまして重大な懸念を生じかねないものとして遺憾の意を表明するとともに、重大なる決意をもちまして再発の防止ということを徹底して行いたいという考え方を表明してまいつたわけでございませう。

特に、今後とすべき措置をいたしまして、まず第一に刑事罰、時効期間、行政処分等の強化といったやうなものを内容とする外為法改正案の今臨時國會への提出、第二に通産省におきまして戦略物資の輸出管理人員の増強、さらに検査体制の拡充強化、第三にコムへの積極的貢獻を行うというやうなことを表明しております。また、東芝機械のソビエトブロックに對する輸出打ち切り決定等、東芝及び東芝機械の自主的措置につきましても相手側におかれましては御承知の上でございませう。

これに對しまして米國政府は、今後の再発防止を重要視するといふ観点から、我が國が今後講ずる輸出管理強化措置、特に輸出管理に關する外為法改正案を今國會に提出する旨を明したことを高く評価をしております。また、議會關係者の中には極めて厳しい反應をするといふ關係者もありましたが、中には日本の措置に友好的に理解を示すといふ方々もございませう。

通産省としまして、今後、外為法改正案の今臨時國會提出等、大臣が米國要人に説明をしてまい

りました東芝機械問題に對する日本の対応策の実現に向けまして最大限の努力をしていきたいと思つております。

○奥野(一)委員 いや、その経過はわかつているのだけれども、これからそういうやうないろいろな措置もとられよう、そういうやうなことに對してアメリカに行つて表明されてきて、今度の臨時國會にはそういう内容を盛り込んだ法改正も出さう、こういう努力を今されておられるわけですね。それでは、それをするに對してアメリカ側の対応といふものは、先ほど言つたやうに東芝制裁条項といふものを撤回するといふ見通しがあるか。

あるいはまた、今そのほかにもいろいろなこと日本に對して我々から言わねば圧力的なものがかかつてきつたわけですが、そういうものについてもアメリカの態度が軟化するといふ見通しがありますか。なければやつたて何にもならなないといふあれも、まあこれは別ですけれども、仮に何にもならなないのではないかと結果になつたて、日本の方だけが規制を強めて、結果的には輸出不振といふやうなことになつてしまふのではこれは困る面もあると思つたのです。そういう面では、アメリカ側の対応といふのは、日本がそういう措置をとれば軟化していくといふやうな見通しはあるわけですか。

○吉田政府委員 先ほど申し上げましたやうな日本側が講じようとしておる措置につきまして、米側の正確な理解を特に行政府を中心と得ることができたといふやうに考へております。行政府の中には、大臣の説明を評價するとともに、行政府としては議會に對してこういう制裁措置がなされるやうに努力をしたといふやうなことを言つておられる方々もございませう。私どもとしては、このやうな米側の理解が今後ますます進みまして、このやうな制裁措置が講じられることのないやうな事態になることを期待してゐるわけでございます。

○奥野(一)委員 それはいづれ結果を見ればわかるというようになりますから、そういう確信をお

持ちになつてゐるということであらばいいことだから、大いにそういう努力はしてもらいたいと思ひます。

そこで、時間の配分の關係もありますから。今言われたやうに、二度とこういうことを起こさないためにといふことで法改正その他を今度やるわけでありませうけれども、それをやられてこの種の事件が防止することができぬのか。今、外為法などの改正によつて、あるいは検査体制の強化等にあるのかどうか、その点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○深沢政府委員 お答えいたします。

外為法の改正、人員増等を行うことで先生御指摘のやうに本當に再発防止ができるか、こういう御趣旨かと思ひますけれども、今回の事件、これは當時虚偽の申請がございました。そして、それを通産省といひまして見抜けずに、結果として不正輸出といふことになつてしまつてしまつたといふことでございませうが、これはまさに極めて遺憾に考へてゐるところでございませう。したがって、こういう同様な不正行為ということが行われることのないやうな再発防止策といふことについて拡充強化、これはまさに万全を期してまいらなければならぬといふ姿勢ではございませう。

それで、そのありやうにつきまして、今回の事件の教訓といふやうなことから見てまいりますと、要するに企業が本来輸出申請、輸出の承認を要するものにつかまして、承認があつたか否かをあるやうな虚偽の申請を行つたものでございませうけれども、通産省といひまして、膨大な申請を、正直申し上げまして少数の者でやつてござるを得なかつた。やまやもいたしますと、先生も既に御指摘のところでございませうが、処理が画一的に流れてしまつたといふやうな嫌いなないこととはなかつた。これが本件、結果として不正輸出を許してしまつた一つの要因かな。こういった今回の事件の教訓なんかも踏まえまして、まずとり

あえずのところ、この戦略物資の輸出の審査のありようということにつきまして、審査官を新設いたしまして、それから審査、検査の人員を五割増、例えば七月九日ぐらいまでの段階におきましては、貿易局を含み、機械情報産業局を含み、各局を含め、通産局等を含めて四十二名の体制でございましたけれども、十日を期しまして何とかやりくり等いたしまして、六十三名ぐらいの体制にしたところでございます。これが一つやったことでございます。

それからもう一つは、やはりセンシティブないろいろな品目等がございまして、その辺のところの重点審査を行うために省内で審査会を設置しているような状態でございますし、また、違反防止という観点から調査の体制を強化しているわけでございますし、また、省内だけではなくて、これはやはり波打ち際でのいろいろなやっておりますこととの関係もいろいろやらなければならぬというところで、輸出管理当局、なかんずく大蔵省さんの方と連携を緊密化しているというようなところを、とりあえずの対応策としてやったところでございます。

(委員長退席、奥田(幹)委員長代理着席)
先般来、大臣からも御指摘いただいているところでございますけれども、今後とも人員の大幅な拡充、増強というようにございまして、政府内でいろいろお願いしていかなきやいかなかなというふうに思っているわけでございます。

こういうふうな審査等々につきまして体制の強化というのが一つでございますし、それからもう一つは、やはり先生の御指摘もございまして、法律の改正、外為法の改正ということがあるわけでございますが、これは今何を中心に検討しているかと申し上げますと、罰則等そういった制裁の強化ということを中心を検討しているわけでございます。これが言えなれば違反行為に對します抑止効果が高まるもの、あくまでもこれは不正輸出に對する抑止効果が高まるものというふうに考えておるわけでございます。現行法でもずっと

規制してきたわけではございますけれども、今回の事件の反省にかんがみて、管理体制の強化ということに加えてこういった外為法の改正を行うようにしているわけでございます。

ただ、本当にそれだけでもってできるかというところにも問題があるわけでございますが、これは先生既に御案内のところかもしませんが、要するに政府の力だけでできるといふことは必ずしもないと思います。それで問題は、やはり産業界サイドでも再発防止ということできちんと襟を正したやり方を認識をしていただくということが非常に重要かと思っております。これが問題になって、閣議の場で総理から、再発防止のための対応策をきちんとやるようにという指示が出て、それを踏まえた格好で七月の二日及び七日には関係業界団体百四十数団体の責任者においていただきまして、それで法令の遵守方、もちろん各団体におきまして今後基本方針を立てて、その中では傘下の企業がこういうものに対して社内いろいろなチェックするようなシステムをつくること等を含めた基本方針を各団体につくっていただくというふうなことも含め、大臣じきじきに業界団体にもいろいろお願いしたような次第でございます。

いろいろな機会をとらえて、政府がやっていくというこの措置だけではなくて、産業界サイドにもその辺の認識を高めていただくべくいろいろ努力いたしてまいりたいと思っております。

こういうふうないろいろな角度から、再発防止ということについての万全の努力をいろいろしてまいるつもりでございます。

○奥田(幹)委員長 罰則を強化したからといってすぐ再発防止にはつながらないと思ふのです。罰則の強化だけでは、日本だっていろいろな罰則を含めた法律というのはいくらあるわけであつて、こういうことをすれば死刑だといふことになつたつて、人を殺す人はやっぱり人を殺している。ですから、やっぱり問題はこの審査体制だといふは思ひますね。それからもう一つは、今言われましたように、それぞれの企業の国際的な

一つの認識といひますか、そういうようなことからやっぱり企業の内部での体制というものをきちんとするということ、この二つが一番重要だと思ふのです。

何か今までの対応というものを外から見えておりますという、アメリカの方から高圧的にばんばんやられてくるものだから何とかしなければならぬやないかといふことで、角を矯めて牛を殺すやないかといふこと、適当なことわざなかどうか知らないけれども、あつものに懲りてなますを吹くやないか、そういうようなことだけやられたつてどうにもならないんじゃないか、こういう感じもするわけでございます。ですから、先ほど言つたように、企業に対する指導ということと、こちら側の方の審査体制というものをきちんと対応できるということにしておけば相当なもののは抑えることができるんじゃないか。余り罰則強化だとかなんとかいふことになりまして、きょうのマスコミでも報道されておりますように、コム規制について日本は最強のアメリカに次ぐ突出国になるんじゃないかといふようなことが出ておまして、そういう面では注意をしなければならぬ点が出てくるんじゃないかと思ふのです。

時間の関係がありますから、今まで日本だけではなくて、コム関係に入っている国でいろいろな違反事件があつて、全部の資料を欲しいと言つたけれども、なかなか出てこないわけでありまして、一九八六会計年度のアメリカの違反事例というのを見ても、輸出禁止等の処分を受けたものが五十八件ある、告訴件数が三十件ある、刑事訴訟に及んだものが九件ある、こういうのが出てきておるわけなんです。そのほかにも、きのう水田委員も指摘されたようないろいろな事例というのがあつてありますけれども、今までアメリカだとか西欧関係が違反事件を起こした、そういうことに対してアメリカ側の対応というものはどういう状況になつておつたのか、またそれに対して日本政府はアメリカに對してひどいことをするんじゃないか、そういうふうに物を言つたことがあるのかどう

か、そういうことについては何も言わなかつたのかということも聞きたいと思ふのです。

それから、今回の事件では、このコム違反が西側陣営の安全保障に重大な影響を与えたんだ、こういうふうな当初発表になつていっているわけなんです、が、実際に事実関係としてそういう影響を与えたのか、あるいは与える可能性があつたということなのか。それから、今度の東芝機械事件に對して、アメリカの話はほとんど報道されておまして、アメリカを除く西側陣営は日本政府に對して何か言つてきているわけですか。その辺はどうでしょう。

○深沢政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、アメリカ国内でのいろいろな違反事件がございまして。先ほども例示されておられましたように、告訴件数なんか八六年ぐらいいは三十件とかといふような数字も、先生御指摘になつたようにアメリカ国内でのいろいろな厳しいやり方というのは御案内のとおりでございます。それで、米国以外の企業の違反につきましてはアメリカ政府はどういうような対応をとっているかといひますと、これは別に日本についてだけ何かしようといふような話ではないと思ひますが、そういう情報をアメリカ政府として得た場合、当該企業の母国政府に對しまして通報等を行っているということを承知しております。本件の事件につきましても、昨年来そういったいろいろな情報提供、通報等があつたことは御案内のとおりでございます。

外国企業の違反に關しまして、我が国から外国政府に對してどういふような対応をとっているかといふ点でございまして、通報を行つておるといふふうにはなつておりません。ただ、言えなればそういう角度だけで唯々諸々としていられるかといふ御指摘があるかもしませんが、その辺のところにつきましても、コム等の場で、違反事件ではございませぬけれども安全保障の観点からこういう品目が今後規制されようとか規制したいとかいふ議論の中に、日本としてもそういう角度か

○奥野(二)委員　時間がありませんのでそれ以上言いませんけれども、先ほどから言っておりますように、言うべきことについてはきちんと言つてやらないと、一般国民は、何かアメリカから物を言われればはいはいと言つて、日本の方からはア

あと時間がありませんから、次のものに入っていきますけれども、今中国と貿易をやっているのですが、報道にも出ておりますように、東芝機械が一年間輸出禁止という措置をとったおかげで中国の方では大変困って、東芝機械に対して五億だとか十億だとかいう違約金を請求しているということが記事になって出ているわけであります。この場合、中国対東芝機械という見方もできますけれども、単に中国対一つの企業ということだけでなく、仮に中国対日本という見方をされた場合、今据えつけている機械に対しての技術を指導する指導員も派遣できない。そうなってくれば、解約をするかあるいは他のメーカーで間に合うかどうかどう

てしようということにはまずならないのじゃないかなというのが第二点目の答えでございます。

それから第三点は、例えばこういうふうに言いかえてもよろしいかと思いますが、安全保障条項を法律の中に入れたときに、全体の体系がまた質的な変化を起して軍事大国等々の非難をそういうサイドから浴びることになりはしないかという御指摘かと思ひます。これは、国際的な平和及び安全の維持に關しますコムの品目ないし技術に關するチェックというのは、今もう法律の中でやっておりますのでございます。安全保障条項という言葉をどうにかどうにかかりませんけれども、既に技術の中では私が今申し上げたような文言を掲げた格好でございます。ただ、四十八条の物の輸出というところに関しては、その辺のところはございせん。今後、これからあくまでも不正に対する刑罰等制裁を加重して、こういふときには、どうしてもその辺のところを入れ込みながら、要するに前面に書きながらその範囲を確定していきまじやないかという背景がございませうから、先生おっしゃるような趣旨でその条項が入るといふのじやなくて、現在技術の体系で行われておりますような角度からその物のところにもそういった条項を入れながら、そこにかかわります制裁条項等を拡充していくということでございませう。御心配のような御懸念はないかと思ひます。要するに、現在行われております実態的な面についての変更といふものを何かするといふことで現在検討しておるわけではございませう。

○奥野(一)委員 終わります。

○奥田(幹)委員長代理 関山信之君。

○関山委員 私は、大規模店舗の進出の問題について、全国的にもあまた問題が多いケースなんだろうとは思ひますが、具体的な問題についてお尋ねしたいと思ひます。

時間が大変短くて、今の御答弁が少々長かったものですから大分食い込んでおりますが、委員長、その辺はごしんしゃくをぜひいただきたいと思ひます。

のです。

最後に大臣から御見解を賜りたいので、このケースについてごく客観的に要点だけ申し上げます。

これは広島県東広島市という、西条、志和、八本松、高屋という旧四方町村が一緒になってでき上がったのであります。八万七千の都市でありますけれども、そこで昨年、イズミという大型店舗を中核といたしますイーストタウンという店の出店問題がございまして、大店法に基づく手続が開始されております。

まず三条申請から結審までですが、昨年八月十三日に受理されて、十一月二十日に第一回の審理が行われて以下六回の審理で、ことしの三月十七日に結審をいたしております。この間問題なのは、この商調協の会長の川辺さんという方が外遊していらつして不在だったといふことでございませう。この不在はあらかじめ予定されておりましたものですから、川辺会長からは商調協に対してあらかじめ申し出があつたわけでありませうけれども、前に進出したしております二つの店舗の商況調査をするので六カ月間は審議は凍結をするといふことがありましたものですから、川辺さんは外国へ出かけた。しかし、途中で商況調査が三カ月間で凍結が解除されて、凍結が解除といひますが、調査が打ち切られて審議が開始されました。そして、ことしの三月十七日に申し上げたように三条結審をするわけでございますけれども、それから急速に問題が発展をいたしました。

つまり、この三月十七日の結審が大変不当なものであるといふことでございまして、この結審を受けて三月三十一日には、関係業者が二百八業者もこの商工会から脱会を予告する。現実には三十業者が脱会をしたという事件がございました。ことしの四月五日になつてお戻りになった川辺さんからは、この三条結審はいささか問題だといふ川辺意見書が提出をされる。五月一日には商工会の中にこの問題についての調査委員会を設置をされ

まして、五月十六日には、この商調協の第三条結審は差し戻してもう一遍やり直しをしないといふことを決定をいたしております。そして、五月十九日に四者協議ですね。通産省、市、商工会という四者協議が行われまして、通産省の方は商調協の答申を、会長からとれないものでありますから一部の委員から答申を求めて、これを代理答申と認めるということと三条結審を確認をして、五月二十三日には五条申請を受理するといふ結果になつております。これが第二幕目です。

第三幕目は、五条申請以降なんですけれども、これに不服である地元の商工会は、五月二十五日に行監に通産省の行政指導は不当であるといふことで申し立てをいたしております。六月二十五日には、ちょうど任期切れになりました商調協が新しい商調協の委員を選任をいたしました。この選任をめぐつて、商工会は理事会が混乱をいたしておるわけでありませうけれども、二十五名の理事中六人が辞任をするといふような事態も生まれております。そして、七月十日に理事会が正式に新しい委員を認めたのですが、現在は通産省の指導で、この新しいメンバーが全部入れかえであるといふのは認めがたいといふことで、いろいろと地元と話し合いに入つていふ経過でございます。

このことは、事実経過だけ申し上げておきますので、論評は差し控えますに、大体そのとおりならそのとおりでお認めいただきたいのですが。

○末木政府委員 一字一句全部というわけじやございませうけれども、事実の流れとして、先生おっしゃるとおりだと了解しております。

○関山委員 そこで私は、これは通産省の行政に対する信頼の問題でもあるといふふうに考えてあえて取り上げることにしたわけでありませうけれども、やはり素直に見て、私、直接地元何の利害関係もあるわけじやありませんし、どちらの立場に立つて物を言つてゐるわけじやありませんが、手続の経過をざつと見ても、やはりいささか行き過ぎがあるんじゃないかといふ感じがいたします。申請の一万六千平米が一萬二千平米、これは

既存の店舗の二つ分を合わせたくらいで通産の指導の面積よりも非常に大きいとか、結審まで異常なスピードだったとかといふようなことについてあれこれ言おうとは思ひませうけれども、まずもつて三カ月後に商況調査をするといふのを早めさせて打ち切りをしてゐるというのにも、これは通産の指導があるといふふうには何つています。

それから、会長不在のまま商調協を招集をするといふことも、これもまた異常なことでありまして、先ほど申し上げたような前段の会長の事情経過などございませうから、それを代行をもつてやらないといふのも、これは通産が指導してゐるといふふうに言われてはいますが、これは窓口の担当官は否定をしておるようすけれども、そういう問題がある。

これはいづれにしましても、前段の二つの出来事が強引に三条結審への大きなインパクトになつておるのですけれども、結審してから改めて商調協が調査委員会を設けて、その中で指摘している事項が約十一項目ありますけれども、私どもがこの大店法の「商業活動調整協議会の運用について」という五九条第二四七号という文書に照らしてみても、例えば委員会のスケジュールが全く未確定のまま委員会の審議が始まつてゐるとか、あるいは四つの団体から意見陳述が求められながら、反対側の意見陳述の機会はないまま終つてゐるとか、それから答申が一応事務局から出されておられますけれども、これには理由書もなければ議事録もなければという状態で答申が出されてゐるといふようなこと。まだたくさんありますけれども、時間の関係で省略いたしますが、このようなことを見ましても、これはもう紛れもない現実の事実の問題ですから、これは手続上不備があつたといふふうに言えるのじやないか。

しかも、三条結審後、答申が出てこない。出てこないといふよりは、商工会の方はこれに不満の意を表してございまして、やり直せやり直せ、こう言つてゐるわけですから、いろいろとやりとりしている中で、地元の通産局が副会長といひましょ

うか会長代行に目された人のいわば確認書をもって答申にかえるということに認めて、この五条受理に移っていくというようなことをやっておるわけですね。答申を差し戻した以上、局に答申を出す意思がないと判断するということ、これは新聞のコメントですから、正確にそのようにおっしゃられたかどうかはわかりませんが、いざいざそういう立場でこの問題を押し切っておられる。

あるいは新委員の選任についても、これは同一案件を全く新しいメンバーでやるのはけしからぬという言い分は言い分でありましかるが、しかしそれなりの手続を経て決められた新委員のメンバーを、これまた通産の側からとめて五条審議に入れない状況をつくり出しているといったようなことが、これはすべて何もかも通産の指導だとは申し上げませんが、当該の利害関係者との間のチャンバラの中で出てきている問題もあるのかもしれないが、しかし、節目節目に皆さんの出先の指導があるということは否定できませんで、この辺については、今の時点でやはり無理があったと言わざるを得ないのですが、いかがですか。

○末木政府委員 本日は、先生お挙げになりました六、七点、一つ一つ全部お答えをしなければいけないわけですが、時間の関係もあると思いますので、包括的に大事なところだけを申し上げます。

ただ、この件は御承知のように、大店法の運用は全部通産局に内部委任されておまして、具体的な実務は全部通産局でございまして、ですから、私も細かい点まで全部一々その都度知っているわけではございませんが、全体を整理いたしますと、本件についてはほかのケースに見られないような混乱が確かにございます。それから手続的な不備があることも事実でございます。

ただ、それに付随して、通産局が強引に無理をしてそういうふうに行っていたという事実は全くございません。通産局の担当官が商調協に出しておりますので、これは特別委員ということでは

ておりますので、私は、もつとまづ指導できなかったかという気はそれはいたしますけれども、局はあくまで介添えてございまして、商調協というのは商工会の内部の組織でございまして、商工会が運営をしてきたわけでございまして、そこで、幾つか問題点が確かにありますし、今日もまだ混乱をしておりますけれども、大事なことは、これは先生おっしゃったように、建物設置にかかわる三条の届け出を受けた事前商調協のことでございまして、正式の商調協、五条の届け出を受けた正式商調協はこれから始まるわけでございまして、そこで、この五条の商調協でしかり、手続的にも内容的にもきちんと審議をこれからしていくということが将来に向かって一番大事なことでございます。

そのために、先生先ほど六、七点目から七点目までお触れになりました新しい商調協の委員の問題がございまして、これも通産局が強引に商工会の委員差しかねについて立ちまわっているという性質のものではございません。これは世の中にオープンになっている、だれでも関係者は知っている慣行でございまして、同一案件は同一メンバーで原則やるのだというのが確立された慣行でございまして、どうしてもやむを得ない事情例えは本人がもう嫌でしょうがないからぜひやめたいとか、あるいは御本人が申請者とか何か新しい契約を結んだので利害関係人になつてしまったとか、そういう特別の事情がない限りは従来のメンバーでやっていただくということでございまして、どういふ事情で入れかえをするのですかと、これを今伺っている段階でございまして、ただ、これもだんだん話が詰まってきたらございまして、近いうちに五条の審議ができるのではないかと期待しております。

（奥田幹委員長代理退席、白井委員長代理着席）

○関山委員 やはり本省というのは非常に物わかりがいいのだということがわかりましたが、そのとおりひとつ強く御指導いただきたいと思うので

すが、出先の方では大店法は通産の指導で運用されるもので、白紙でも通産が認めれば有効は有効なんだということを口走ったなんという話が返ってくるものですか、私も賢明な通産省がそんな乱暴なことをやっているとは思わなかったのですが、一応伺いました。

そこで、もう時間がないのですが、行政監察局から来ていただいているが、行監の方は申し立てに対してどんな対応なのか、時間がございませんで、最後に大臣に一回伺わなければならぬので、簡単にお聞かせください。

○北村説明員 お答えいたします。ただいま先生御指摘のスーパー・イズミの出店問題に係る事前商調協の運営手続に問題があるという点で、現地の通産局の見解を聞いてほしいという旨の申し出がございました。それに對しまして、現地の中国四国行政監察局では広島通産局から事情を聴取した結果、まず通知者についての問題でございまして、通知者につきましては種々の事情からやむを得ない処置であったことが第一点。あと二つ目には、審議につきましては前後六回にわたって審議が行われておりまして、出席委員全員一致の意見であったことを申し出人に伝えたところでございます。

なお、当局といたしましては、本件問題は、先ほど通産省から説明がございましたように、現在調整措置が進行中でございますのでその調整動向を見守ってまいりたい、かように考えております。

○関山委員 ちよつと地元行監の今の対応は不服ですけれども、議論している暇はありませんからこれは一応おいておいて、今後への十分な対応をよろしく願ひたいと思います。

そこで、最後に通産大臣、これは長くやっていると一時間やってもというふうな問題なんです、二十分なものですからこゝくはしよって申しわけないのですが、やはり初めのボタンをかけたんです。申し上げるまでもなく今、末木さんもおっしゃっているように、本来これは一考不再議で決まりをつけるような筋合いのものでな

く、もともと調整機能を進める中で問題の円満な解決を図っていく、それでもだめなら最後は大店審、こういう手続なわけですから、やはり十分地元の見解を聞きながら問題の間違いのない判断作業を進めていただきたと思うので、すけれども、特にこれは中川政務次官の地元でいらっしゃるわけですね。それで、しかも地元の新聞では、中川政務次官がいるから通産も圧力をかけられてこればもう勝手なことをやっているんだということの指摘があるわけですね。私はこれをそのままそうだとやっているわけではございませんけれども、こういうことがあれば、なおさらやっぱり慎重にお扱いをいただかなければならぬと思うので

特にもう一つ、これは先ほど触れませんでしたけれども、商工会の理事が辞任をする。このことが結果としてどういふ事態を招いているかといますと、今あそこ東広島市というのはテクノポリスの指定を受けて新しい町づくりを進めているところなんだそうなんです、そのために旧四方町村をまとめて商工会議所をつくらなければいかぬ。ところがこの事件で脱会者が出ておまして、この商工会議所がでないんです。これは、この問題から派生をしてこれから出てくる非常に大きな問題だと思ひまして、そういうこともはらんていることをお含みおきの上、一応手続上は八月二日が第一次のリミットになっておりますけれども、しかしこれをリミットとするような、もちろん大店法の規定に基づいても最長六ヶ月というののございまして、それから少し余裕もあるのだけれども、やっぱり一定の冷却期間を置きながら十分な御指導をいただいて、やはりかなり地元通産局の信頼が失われているという側面もうかがえないわけでもありませんので、しかもそういう状況をお考えになつてかどうか、地元の方の窓口はみんな大体入れかえになつたそうでございまして、ぜひひとつこの時点で大臣からも御関心をお持ちいただきまして、しかるべく御指導いただきたいと思ひますが、最後に一言。

○田村国務大臣 私も昔、地元で商調協の問題で苦勞したことがあります。今御意見を承っておりまして、また政府委員の答弁を聞いておりました。これはやはりこれから始まるであろう正式の商調協に対応するのによほど慎重に配慮しなければならぬまいか、その指導は通産局に対して本省からやはり率直にさせるべきじゃないかという印象を受けました。地元の商調協、私の経験で申せば、まだそのときは通産大臣でも何でもないので、経験で申せば、本省の大臣や局長なんかと違って、商調協という立場から見れば通産局というものは非常に重いわけですね。それだけに、いわゆる官僚的といいますかお上というか、そういうような感覚を抜いて、やはり地元の人々の公正な裁きを、裁きと言っておかしいのですが、私もどこまでの権限が通産局にあるか知りませんが、これも公正に対応するという必要があるのか、これは私の今の感想でございますけれども、十分に地元を注意しておけということを申し上げておきます。

○岡山委員 どうもありがとうございます。
○田井委員長代理 森本晃司君。
○森本委員 最初に、ココム問題で通産大臣がいろいろと今御苦勞をしてくださり、また日本を守るために、また世界の中の日本ということで世界の問題等々で大変御苦勞をいたしておられ、その心中を察するところ余りあるわけでございます。ココムについてはきのうからいろいろと当委員会に議論されておりますが、私、一点だけ、中小商社の問題について伺いをさせていただきたいと思っております。

ココム違反の再発防止のためにいろんな関係法令の規制強化が今検討されておりますし、先ほど来奥野先生の御質問に対して、いろいろと御答弁の中でも厳しくやってくというふうなことがございました。決して安易にやれというわけではございませんが、対共産圏向けの輸出の承認や通関手続が慎重審議を理由に非常におくれているとい

うことで、現実には相手国から契約違反だという苦情が殺到していたり、あるいはまた納期おくれのために倉庫代が非常にコスト高になったりしているというふうな伺います。先般の新聞でも「中小商社が悲鳴」「納期遅れ、経費負担増」という見出しで出ておりましたが、この中小商社の今苦しんでいる実情をどうとらえておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○深沢政府委員 お答え申し上げます。
確かに先生御指摘のように、審査機関がどうしても慎重にならざるを得ないというところもございますし、それからまた、中で特定の案件につきましては特別の審査会で検討するというような手続も踏まえてやらなければならない例もあること、三カ月以上と要するようない例もあることは御指摘のとおりでございます。ただ、具体的に倉庫代がかさねてしまっているというふうなこともあって、それから商社が中小メーカーの売上代金を立てかえさせられている等々の問題につきまして、これは当方で具体的に調査をして把握しているわけではございません。しかしながら、いずれにしても、こういった審査の滞りによりましてその辺のところが起こってしまっているというところにつきまして、なるべく早く人員の体制をもうちょっと強化する等々によりまして、解消する努力を徹底的に行なってまいりたいと思っております。

○森本委員 該当品目だけではなしに非該当品目も二、三カ月のおくれが出ています。これは税関から大蔵省を通じて通産省の裏づけチェックが必要のために一カ月も待たされるというケースがあつて、乙仲の人が非常に泣いているという声も私の方に届いておられるわけでございます。きょうはちよつと時間がないので大蔵の方をお呼びしなかつたわけでございますけれども、この辺はいかがでございますか。
○深沢政府委員 私ども、大蔵省との間で連絡体制なんかもとらせていただいております。具体的にそういうような事例がございましたならば、ま

た税関の方とどうしたらいいか等につきましてもいろいろ話し合いなんかもさせていただければと思っておりますが、いずれにしても、何はともあれ、先ほども申し上げましたけれども、人員の体制なんかにつきまわしての拡充を通じたりしながら、三カ月以上にも及ぶようないろいろな審査が延びているような事態を一日でも早く解消する努力をいたしたいと思います。

○森本委員 パリで行っている特認申請も事実に受け付けがなされていないような状況もあるように伺いますし、また今後、外務省が協議という問題で言っておりますが、きょうもちよつと外務省を呼ぶ時間がなかつたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今までココムと無関係で安心して前倒しの契約を進めていた分がほとんどひつかかっているというところが新聞記事にも書かれておりますし、中小の商社の死活問題になつていっていることでもございますので、人員の強化とともに、私の方も今後そういった商社からいろいろ具体的な問題を聞きながら対処してまいりたいと思つております。今後また通産省の方にも申し上げたいと思つております。いずれにしても、調査等で大変なときはございますが、だからといって中小商社が死んでもいいということでは決してございませんので、善処をよろしくお願いしたいと思います。

大臣、一言お願いします。
○田村国務大臣 今、少しあつものに懲りてなまを吹くような感じが率直に言つていたします。御承知に事が大きゅうございましてから。御承知と思つて、これから人員もふやしますし、そういう点でなるべく早く決着がつくように努力をいたさします。常識的に言つて二、三カ月ぐらいてライセンズがおりるというふうなことでないかと商社も困るでしょうし、その点は十分に言い渡しておきますから御了承願ひとうございます。率直に言つて、少し萎縮してしまつておつたかなびつくりのところがあるものだから、それはそれ、これはこれ、君らが萎縮する必要は何もない

んだから仕事はきびきと進めなさいと申しております。昨今でございます。
○森本委員 次に、商品先物市場の問題についてお尋ねをさせていただきます。お尋ねいたします。
ちよつと去年の十一月六日に、衆議院の予算委員会が我が党の渡部一郎委員からの質問に対して、総理が、先物取引は資本主義の原動力であるというその市場機能を正視して積極策をとるべき対象である、このように答弁されました。また、お見えたいただいております通産大臣も、一次産品の生産、流通に携わる事業者のリスクヘッジや我が国の国際社会における地位などを考えれば、国際的な商品先物市場をつくる必要だ、まず既存市場の育成については、本年夏に米国の実態調査を行ったので、その結果を踏まえて委託者層の健全な拡大を図ることによって商品先物市場の育成を図っていく、このように通産大臣からもこの先物市場の必要性、またその取引所のあり方あるいはまた取引員の地位等々について、非常に前向きな積極的な御意見を伺つたわけでございます。

そこで、まず第一点お尋ね申し上げたいわけでございますが、その後十一月十八日に産業政策局長の私的諮問機関であります商品等の取引問題研究会、この研究会で基本方針などを盛り込んだ報告書がまとまりました。私もその報告書を読ませていただきました。六十三年度実施めに具体化、市場規模の拡大、商品取引所の拡充、商品取引員の体制整備の三点についてそれぞれ方向づけを行つたというふうな書いてございます。また、さういった内容が繰り込まれております。しかし総理や大臣が御答弁いただきましたから既に八月ヶ月が経過しておりますし、またこの報告書が上がつたわけでございますが、一向にそのことが具体化されているように感じないわけでございます。今どのように進展しているのか、また、六十三年度実施めに具体化ということでございますけれども、今後どのように向かっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○森本委員 次は、商品先物市場の問題についてお尋ねをさせていただきます。お尋ねいたします。ちよつと去年の十一月六日に、衆議院の予算委員会が我が党の渡部一郎委員からの質問に対して、総理が、先物取引は資本主義の原動力であるというその市場機能を正視して積極策をとるべき対象である、このように答弁されました。また、お見えたいただいております通産大臣も、一次産品の生産、流通に携わる事業者のリスクヘッジや我が国の国際社会における地位などを考えれば、国際的な商品先物市場をつくる必要だ、まず既存市場の育成については、本年夏に米国の実態調査を行ったので、その結果を踏まえて委託者層の健全な拡大を図ることによって商品先物市場の育成を図っていく、このように通産大臣からもこの先物市場の必要性、またその取引所のあり方あるいはまた取引員の地位等々について、非常に前向きな積極的な御意見を伺つたわけでございます。

○末木政府委員 御指摘のとおり、昨年十一月に商品等の取引問題研究会から報告書をいただいております。確かに八カ月過ぎておりますが、御提言いただきました今後の行政のあり方といえますが、大変広範にわたっておりまして、中には大変時間を要するような大きな問題もございます。若干例を挙げてその状況を御説明したいわけですが、市場規模の拡大につきましては、例えば社会的な信用を広く確立している内外の企業の参入を促進するという項がございます。これは、こう言つては大変関係者に失礼な感じになるのでございまして、けれども、やや商品取引は危ないものがあるというイメージを持っておられる向きもあるものですから、それでは規模は拡大しないということと、こういう御提言になったのかと思ひますが、例えばこの項目に關しましては、その後関係者の方にいろいろ働きかけをし、あるいはPRをいたした結果、貴金属市場の取引を四十九社から五十四社に五社ふやしております。具体的な名前を申し上げるのはいかがかと思ひますが、その中にはまさに社会的信用を広く確立しているような企業も入っていると私も思っております。

それから、今後の大きな柱の一つとして国際化ということがございます。国際化に対処できるようにということが一つの大きな方向ではございまして、けれども、これにつきましては、具体的な準備としては電算化が必須でございまして、しかし、これは個々の取引にかかわってまいりますし、仕法と申しますか、取引の仕法の変更を伴うものでございまして、なかなか大変なんですけれども、東京工業品取引所に対しまして、関係者のコンセンサスを得つつ電算化に積極的に取り組むように、最近も具体的な指導をしております。

そのほか、さらに質の高い外務員を養成することとか、あるいは業務提携等によって取引員の足を強くすること等によって社会的な評価を高め、健全な資金の導入を図るような指導は日常行っているところでございます。なお、さらに大きな問題がいろいろございます。

例えば上場商品の追加の問題が一番大きな問題でございまして、これらはなかなか一朝一夕にはまいていけません。関係者がその気にならないと、制度だけいじつてもだめでございまして、その辺は今関係者に働きかけを行っている、理解を深めつつあるところでございまして。

○森本委員 今、経済が非常に激動しておりますし、日本は国際政治経済の中で第一次産品の価格のみならず、為替、金利の変動によるリスクが増大して、リスクヘッジの場としての役割が今世界的に見直されているときであります。

私は今思ひますのは、指導しているというふうにはおっしゃっていただき、またそのようにしていただいているとは思ふわけでございまして、けれども、今経済社会の中で非常にそのスピードが要求されるのではないだろうか。特にこの先物市場については、私は早く改革の手を打っていかなくてはならないのではないかと思ふところでございまして。ライフ・ロンドンでは日本国債が上場されましたし、サイメックス・シンガポールでは日経平均の指数が上場された。また、アメリカのカゴでも近く日本の国債を上場するというふうの伺っております。したがって、先物取引というものはこれから本当に国際的な立場になつていくわけでございまして、私はいまここでひとりでございまして、提案させていただきます。それは、行政改革の名のもとに、その一つでございまして、産業政策局商務課が商務室と課から室に改革になりました。確かに行政改革という立場から見ていきますと、そういうことも大いに必要でありましようけれども、国際経済の中における先物市場の重要性というのを考えてみますと、今のスタッフで全力を挙げてやっていたら、本がやられていく中に、私は決して室が悪いと言ふわけではございません。室というのは、内容の質じやなしに部屋という字の室でございまして、決して悪いというわけではございませんが、私は大事なことや大事な部分はより充実させていく必要

要があるのではないだろうか。そういう意味から、室から部あるいは局、証券の場合には証券局になっていきますから、その辺まで思い切つて昇格をされて、そしてこの先物市場がもっとスピーディーに育成されるように持つていってはどうかというのを提案させていただきます。どうか、これは審議官の立場では非常にお答えにいかと思ひますが、いかがでございましょう。大臣にもちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○森本委員 さらに充実していただきまして、世界の中の先物取引市場としての日本の地位も高めていただきたいし、またそれを目指して通産省の皆さんは室から部、部から局へと大きく前進されんことを私も望んでいるところでございまして。そこで、商品取引制度でございまして、これは昭和二十年から四十年時代にその制度がなされたものでございまして。先般の報告書の中にも、その制度改革の問題等々がいろいろと取り上げられているようにございまして、私は、この辺の国際社会の中に入つた日本という立場を考えてみると、もう一度この制度をよく検討して、改正すべきものは改正していかなければならない、現在にそぐわない制度がそのままあるのではないだろうかというふうに向つてございまして。総理もそれから大臣も、予算委員会で大変前向きな御答弁をいただいておりますので、その辺の改正についての見解をお伺ひさせていただきます。

私は、商品取引問題というのは、単に日本の取引員とか日本の実需者とか日本の投機家とかいう問題だけではなくて、世界的な問題になり得るものだと思うので、つまり、いろいろな面で経済大国である日本が世界の核になつていくわけですから、商品取引もロンドン、ニューヨーク、シカゴなどと並びまして、日本の東京でも大阪でもいいわけですが、取引所が世界的な核の一つになつていくべきものだと思います。そういう意味で、まずこの仕事の身を立派なものにして、そしてそれが世の中から評価された上には、きつとその室が課になり部になるということも世間からサポートされるのではないかと思ふところでございまして、御激励いただいたと思ひまして、仕事に励むつもりでございまして。

○田村国務大臣 恐らく今の、御質問というより御激励と言つた方がいいたうが、通産官僚は大喜びしておると思ふのです。率直に言つて、私、通産大臣になつてみて思ひますことは、今おっしゃつたようなことも一つの問題としていろいろと機構の問題で考えなければならぬ点が多々あるんじゃないだろうか。例えばコラムの問題が一つそれでございまして、これは事務次官あたりに真剣に検討をさせる必要

○白井委員長代理退席、委員長着席

一七

○森本委員 そこで、穀物取引といえども私たちの頭の中で、先ほど申し上げました予算委員会の総理の答弁の冒頭の中にも出てくるわけですが、けれども、どうしても危険が伴うという感覚がございまして、すぐに赤いダイヤというふうに思ひ出し、そういうのが印象になったり、何となく一般になかなかないという感覚があるわけがございまして。この辺、やはり投機性のあるものでございまして、そういうものが全くなくなってしまうとおもしろくないという考えの方もあるわけでございまして、余りにも相場的なあり方というのは変えていかなければならないと私は思うわけです。

ところで、きのう東京穀物商品取引所の七月限の納会がございまして、これは一部の大口委託者の買い占めによるものだというふうに言っても過言ではないというふうな感じが私はいたします。きのうは異常な暴騰をいたしまして、立ち会いを一時半で中止するという異常事態が発生しております。これまでもときどきあったようではございまして、小豆が一万五千円を超えようとして、なお八百枚を超えるものが残っているという状況で立ち会いがストップになってしまった。その後いろいろと協議がされて、三時間おくれで二時から立ち会いが行われてやっと納会が暴騰納会ではありましたが終わりました。そのときの値段が一万四千九百八十円というべらばうに高い価格でありますけれども、こういって一部の委託者による買い占め行為で立ち会いが停止するということな状況があらうか、私は正常な取引ではないんだらうかというふうに思うわけがございまして、これからの市場を育成していく上において、この問題は非常に逆行するのではないだろうか。

ちなみに私、いろいろ調べてみたら、七月限の小豆については七月一日が一万四千五百五十円、八月限以降は一万二千四百円というところで、価格差が千七百五十円ございまして、その後、十三日以降ずっと一万四千円台が続いているわけがございまして、七月と八月の価格差が、十三日以降は二千五百円、二千五百二十円、二千五百七十円、とうとう二千五百円を超える七月限と八月限の価格差が起きてきている。そしてきのうの最終の価格差は、七月限が一万四千九百八十円、八月限が一万一千四百三十円、何と三千五百五十円の差がある。これは、一月ぐらいいからこういって兆候が見えていたように業界筋の人から私は伺っておるわけがございまして、また、取引所も何もされなかつたんじゃない。七月の建て玉についてはいろいろと通達を出したり指導されていたようではございまして、結果的にはこういう異常事態に陥つた。こういった状況を取引所としてもどうもとうまく今後とも指導していかなければ、先物市場が今後成長していかないんじゃないだろうかというふうには私は考えるわけがございまして、きのうの事態はどうとらえておられるか、見解を伺いたいと思ひます。

○中村説明員 東京穀物商品取引所におきまして、小豆市場における小豆の建て玉の状況などにかんがみまして、五月ごろから臨時増し証拠金を増徴いたしました。さらに六月、七月とその額を引き上げ、七月に入りましては文書による建て玉の締減の要請その他の措置を講じてきたというふうに承知をいたしておるわけがございまして。

昨日、二十八日でございますが、七月限の納会におきまして、売り方と買い方の売り買いの希望数が一致しないという状況になりました。立ち会いを一時中断し、市場管理委員会を開きまして、市場管理に関する諸規則に従つて必要な措置をとつた、このように承知をいたしておるわけがございまして。

○森本委員 今お答えいただきましたのは経過の報告でございまして、そういった事態をどのように見ておられるのか、今後どのようにされようとしておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。○中村説明員 今回の措置等につきまして、東穀におきましては、市場の状況に対応いたしまして市場管理委員会を開きまして慎重に検討を行ひ、

市場管理に関する規則に従つて必要な措置をとつたものと理解をいたしておるわけがございまして。私もそういったしましては、東穀から事情を聴取いたしますとともに、今後における一層の適正な市場管理につきまして東穀を指導してまいりたい、かように考えております。

○森本委員 私、党の中小企業局長という立場で全国をよく歩いているわけがすけれども、いろいろな声を聞きます。その中で、小豆を扱っている人たちが聞きまして声が、取引所があるがゆえに高いものを買わなければならない私たちのこの立場は一体どうなるんですか、そういった声がことし私の耳に入ってきたわけがす。

それからずっと調べましたら、なるほど一月から大口委託者の買い占めが始まっているようだというふうなわけがす。また、きのうの七月限と八月限の格差の大きさ等々を見てまいりますと、確かに大口委託者が介入しているということとは間違いない。私はこれからのいろいろな取引をされていく上においても、大口の委託者が参入することについては何の問題もないと思ひます。そういうことであらう。また、小豆については投機性が高いと言われるから、一面はそういうやむを得ない部分もあるかと思ひますけれども、これほどな異常事態がある。しかも、まだ私も今後を見守つていきたい、あるいは調査をしていきたくと思つておるわけがすけれども、どうも今回、まだこれで終わりそうにない。十月、十一月くらいにまたそういうふうな傾向があるやに伺つてい

る、実際あるかどうかかわかりませんが、今後見ていかなければならない、そのように見ていたわけがす。大口委託者の買い占めがあつたのではないだろうかというふうに私は推測をしておるわけがす。課長の方ではいかがでございましょう。

○中村説明員 現在、東穀からいろいろな事情を聞いておるわけがすけれども、私もそういったしましては、いろいろその事情を聞きまして、さらにその一層の適正な市場管理をやつていくよ

うにということに対応してまいりたいと考えております。

○森本委員 もうこれ以上課長も、大口委託者があつたどうかのこのことは言えない立場上のことも私はよくわかつておるつもりでございまして、いずれにいたしましても十月、十一月限のときにはそういう傾向がまたあるように私は伺つております。

私は先ほど申し上げましたように、何も大口委託者が悪いと言っているのではない。また、小豆がそういう投機性のものであるということとはよく認識はしております。しかし、取引所の運営管理なるものをこのままにしておいていいのだろうか、根本的に改善をしていく必要はあるかと思つておるわけがす。どうかその点もよく踏まえまして、今度のこの報告書に沿つて今後もよく検討をしていただきたいと思ひます。

既存の取引所にはそれぞれのしきたりもあることとし、そういうことは一面は認めなければならぬけれども、国際的な開かれた取引所としていくために、今後官民一体となつてこういった問題について、取引市場の向上のために尽くしていかなければならない。私もまたいろいろな角度から、商品取引所の向上を目指して今後もやつてまいりたいと思ひますので、どうか役所の皆さんも、その辺を腹を決めて取り組んでいただきたいと思ひます。大臣、いかがでございましょうか。

○田村国務大臣 十分の配慮をしながら対応いたしてまいりたいと思ひます。

○森本委員 次に、六十一年十一月以来の円高倒産がずっと今日まで続いているわけがす。その円高倒産の一番あおりを食つておるの、やはり何となく中小企業者の皆さんでございまして。先般の東京商工リサーチの調べによりますと、六十一年十一月以来の累計でございまして、円高倒産が千件を突破して千二百一十件となつたというふうなリサーチ調べではなつております。また、景気がやや落ちついたとはいふものの、

秋口にかけてこれまでの円高のひずみが一段と鮮明に表面化してくる、そのように分析しておりますし、引き続き輸出型企業は苦しい対応を迫られるとの見通しを強めています。同時に、倒産企業の従業員規模でいきますと、四人以下が千二百一十件の中二百五十九件とトップでございします。中小というよりも零細な企業がトップ。それから輸出環境が厳しくなったに伴う受注減の荒波を小規模な下請企業がもろに受けた。また、円高倒産企業の従業員総数は二万五千六百十一人に上っている。商工リサーチ調べ、七月十四日の新聞記事ではそのように報道されています。また、経済企画庁の調べでは、景気は最悪期を脱しかけているという判断もございします。

一方、通産省が十七日に全国通産局長会議を開きになりましたけれども、全国の各局長の報告によりますと、やはり北海道、中国、九州などは雇用情勢が深刻であるということ、そしてそのために緊急経済対策の早期実施、内需拡大の継承が必要との強い要望が出ています。いろいろ書いた中で、やはり輸出関連企業や中小企業を中心に依然厳しい状況が続いている、こういうふうな局長会議の報告等々もございしました。

私は、円高にもだんだん慣れてきてまして、そのうちにやかましく言わなくなってきたり、材料だけが報道されていくのじやないかと思ひますが、その中であつて中小企業の皆さん方は依然として厳しい状況を迎えるを得ないというふうに思つております。こうした景気動向を中小企業庁はどのように受けとめておられるのか、御答弁願ひします。

○岩崎（八）政府委員 確かに世上、景気の底固めといった判断が多くなつておりますけれども、中小企業に関する限り、やはりなおそういう曙光は見えていないというのが現段階ではないかというふうに総合的には考へております。中小企業の生産は、ことしに入りまして、去年みたいに一本調子で下がっているわけではございせんけれども、一進一退でございします。それから、中小企業の輸出円手取り、これは去年は前年度比二割減でございしました。現在は、その二割減のさらに一割減というふうなところで走つております。

そういう中で、今御指摘の円高倒産件数、これは千社を超えました。前回の円高のとき、円高が始まりましてからこれまでと同じ期間、五十二年当時をとりましますと、当時はこれが四百二件でございします。したがいまして、今回の円高不況が非常に大きな衝撃を中小企業に与えていることは事実明白であるというふうに思つております。

特に今回の不況は、全体の景気いかにかわからず、ある特定部門に集中してそれが生じているというのが一つの特徴かと思ひます。例えば輸出産地等を見ますと、私どもの五十五産地の調査によりますと約一五%の企業が廃業、倒産をしていいます。それから、一〇%の企業が休業中である。したがつて、約四分の一の企業が今やつていない、こういう調査結果も出ておりまして、そういう意味では非常に集中した、ある地域、ある業種分野、そういうところで非常に大きな困難が続いている、そのように判断をしております。

○森本委員 今御回答いただきましたように、中小企業にとつては決して明るい材料じやない。今も悲鳴を上げておられる方がありますが、むしろまだまだこれから出てくるのではないだろうかと思ひます。六十二年度の中小企業関係予算、これほど厳しいと言われながら、一面は増になつたじやないかという答えもあるかもしれせんけれども、伸び率はわずか〇・一%であるという状況下です。私の大変親しくしている建築金具を製造しているメーカーの社長は、政府の無策によつて我々は追いやられたのじやないか、今まで二百円だったものが百円で売らなければならなくなつてしまつた、そのしわ寄せを私たちの手に持つてきて死ねというのか、こういう非常に厳しい声を私もあちらこちらで聞きました。また、全国で企業城下町で非常に厳しい状況にあるところを、私、ずっと回つてまいりました。福井県、広島の造船、それから愛媛、大分等、ずっと回つてまいりました。

た。円高倒産を乗り切るのに、私たちも確かに業種を変えなきゃならないと思つておつしやつていました。先般の中小企業庁の計画課長さんの記事を読みますと、もうあと生きていくのには三割方は自分の業種を転換しなければならんと思つていて書いてございました。

私は、今回のこの予算、わずか〇・一%の伸びと云ふのは実に不満でございしますけれども、その中でもそのねらいがあつたことはよかつたなと思ひます。これは、構造転換の予算が大きく盛り込まれていふことで、今年度の予算についてはめり張りがあるなど一面は喜んでいふところでございします。しかし、現場へ入つて中小企業の経営者の皆さんに聞きますと、金を貸してくれても返すめどがないとか、将来どういった方向に行けばいいのかわからない、構造転換といつてもどうすればいいかわからない、構造転換ができてくれない、例えば企業城下町を訪ねていったときなんか、町全体が冷えているのに、鉄鋼の仕事をやめてあしたから喫茶店をやろうとしたつて、業種転換したつてだれが客で来てくれるんだというふうに、構造転換の方向がわからないという声が非常に多うございしました。

確かに予算はつきました。今後この中小企業の構造転換といふことは極めて大事な問題であります。外国で失業者が起きたのは、イギリスとかさういふところは構造転換がスムーズにやれなかつたがゆゑに雇用問題も起きてきた。日本の場合、今日まで助かつていふのは、中小企業が構造転換をうまくやつていって、失業する人を吸収してきた。この中小企業のバイタリティー、この力を生かさないと、日本の中に大きな雇用問題もこれから呼び起こしてくると私は思ふのであります。この構造転換に対する方向性を、中小企業庁は来年度の予算に向かつて今いろいろと模索していただいているようでございしますが、構造転換についてどういふ施策を講じていこうとされているのか、その具体的な例をお伺いしたいと思ひます。

○岩崎（八）政府委員 緊縮財政の中で、中小企業予算といふのも今御指摘のとおり〇・一%の伸びに今年度とどまつております。ただ、そのほかに、御承知のとおり昨年の円高の進展の中で、昨年の秋の総合経済対策の中で、一般会計ベースでは二百三十四億、それから今回の補正予算でもまた四百五億、これは当初予算とは別に緊急に今のこの困難に対応する中小企業対策を打つてきたつもりでございします。

そういう中で私どもがやつてまいりましたのは、法律的に言いますと昨年の二月のいわゆる新転換法、昨年の十二月施行になりました新地域法、こういうことで業種あるいは地域、そういう面で特別困難に直面している中小企業の対策を集中して打つてきたつもりでございします。また、法律にはしませんでした。今年度の当初予算において下請企業対策といふものを、各側面から一応の手は打つたつもりでおります。現在の環境変化の中で、新しい活路を見出すべく努力している中小企業は非常に多いと思ひます。そういう方々にそういう転換の資金面の助成をする。それから、特に新地域法で意識しましたのは、むしろ技術開発面の支援をする、これを一応私ども一年間に五十億を用意しまして、そういう新しい方向への技術開発の支援を用意しているところでございします。

ただ、転換といふのは、おつしやるとおつしやうはやすく現実にはなかなか難しゅうございします。これまで用意しました資金、これはよく消化はされておりますけれども、では現実にはその企業者がどの程度新たな道を歩み出したかというところ、なかなかまだいまだしという感じで私ども受けとめております。ただ、非常に大きな目で見ますと、十年間を振り返つてみますと、中小企業の半分は十年前と同じものをつくつてはおりません。何らかの変化をしておる。それが十年間を振り返つてみたときのこれまでの実績でございします。それが先生がおつしやる中小企業のバイタリティーといひますか、そういうものだと思いますけれども、私どもはそういうものをそういう資金なり技術なり、あるいは今私ども組織という面で何か新しい対応はないかといふことで来年度の新しい施策に

すべく研究しておりますけれども、そういったいろいろな側面を支援する手段といえますか座敷といいますが、そういうものを十全に用意するのが我々の任務だろう。

そういう中で、日本全国の何十万、何百万の中小企業者のおのが自分の今持っている技術なり経営資源なりノウハウのれんなり、そういうものを活用して自分に最も適した新しい進路を見つけていっていただく、これしかないのではないかと。我々が何かこつちへ行きなさいというような道を、あしたから参考になるようなものを一律につくって提示してあげる、これはなかなか言うべくして難しいのではないかと。そういう努力をし道を見つけてよとする中小企業者には、お金なり技術なりいろいろな情報なりそういうものを最大限用意してあげる、それが我々の任務ではないかというふうに考えております。

○森本委員 今の長官の答弁を伺いながら、来年への構造転換、事業転換への模索をいろいろと考えてくださっているというふうには私は受けとめさせていただいたわけでございます。本年度、確かに資金の援助はありました。これは来年度も、資金援助を事業転換のために大いにやっていかなければならないと思っております。下請対策というのを長官からちよつとお答えをいただきましたが、まだ方向性が今年度の予算の中では明確になつていないのではないだろうか。確かにアドバイザーを十五人から九十五人にされたんですか、そういったことの充実があつたかと思ひますけれども、下請企業の皆さんがどう生きていくのかというビジョン性にまだまだ乏しかったのではないだろうかというふうに私は思ひます。

長官の答弁の中で、技術や組織というふうにおつちやっておられましたし、また事業転換、一人一人の経営者に中小企業者が、あなたはこういう方向へ進みなさいよ、こんなことを言つたつて必ず成功するわけではありませぬ。最終的に事業転換を決めていくのはその経営者の決断によるところだと私も思つておりますが、中小企業の経営

者、特に小さな経営者が事業転換をしたいというときに必要なのは、やはり技術やあるいは情報ではないだろうか。いみじくも長官は組織化というふうにおつちやっておられましたけれども、技術や情報で交換できる組織づくりをしていかなければ、資金面の援助は当然今までの以上にやっていたきたいわけですが、そういうものをしなかなければならない、これがこれからの中小企業にとって大事な流れではないかと。特に異業種間の交流、こういうのをとつと深めていかなければならないと私は思ひます。

先般、私は中小企業事業団のTICCを訪問させていただきました。向こうの室長さんあるいは中小企業の研究所の所長さん等々という話をしましたが、大変バイタリティーに燃えて、情熱に燃えていらつしやいます。TICCへ入つて驚いたのは、こう言つては大変失礼でございますけれども、お役所にありがちな数居の高さのようなものがない、入つたところに既に植木があつて、じゆうたんが敷いてあつて、いすがあつて、非常にやわらかい雰囲気、私は、これならば中小企業のおやじさんが気楽に入れるというふうに思ひました。夜は八時までロビーを開放して、五時まではそれはいいけれども、中小企業のおやじさんが自分たちでキーブしてあるアルコールでもちよつと飲みながらいろいろと歓談をする、交流をする、そこにアドバイザーをしてくれる先生方がいらつしやる。それから、光ファイバーによるいろいろな情報、異業種間交流の人たちの情報が入つています。桐原さんが操作をして私にも見せてくださいました。それから、そこに展示してある品物の会社の特徴をビデオで撮つてきたというのです。これは四人の人で頑張つてゐるそうでございます。四人で全国の中小企業者のビデオを撮るために担いで回るのも酷な話だと私は思つていました。

必ずしもTICCということではございませんけれども、今日までに中小企業公社あるいは地場産業振興センター等々、いろいろなものを中小企

業庁が進めてこられました、そういったことを組織化して、TICCのような雰囲気、TICCのようにならな情報交換をする場をつくつていく必要があるのではないだろうか。これはまだ一年数ヵ月というところでございすけれども、私にはあつた場を西日本に一つ——今全国で東京に一つしかないわけではございすけれども、関西方面にも非常に中小企業が多うございすし、また情報交流の場でもありすので、西日本の人は虎ノ門まで出てくることはなかなか大変なことではございすので、西日本にも一つあつたTICCのようなのを設けていただく。そして、各市町村に地場産業振興センターがございすので、県の商工課というところとまた行きにくい部分もあります、おやじさんたちが気軽に集まつて交流できる場所、地場産業振興センターあるいは商工会議所のサロン、こういうところにまず県で一つつくつて、情報をお互いが交換していく、そして今後融合化、有業化への道を歩んでいくことが必要ではないかと思ひますが、いかがでございすしょう。

○岩崎(八)政府委員 異業種交流、これは私もこの数年進めてゐる一つの施策で、これをやつてよかつたなと思つております。おいでいただいたTICCはその一つの中核になつておるところでございす、全国的に異業種交流という動きが展開しつゝあります。私も関与してゐるのも二百三十三グループございまして、六千社か七千社の中小企業がいろいろなグループに属して、全然業種が違ふ人たちの交流でございすけれども、進めております。

TICCそのものの、あるいはTICCの形そのものを今後どういうふうな地域展開していくかという問題もございす、私どもは異業種交流というものをもちよつと広く、今後の構造転換なり世の中の転換に対する中小企業者の対応の一つの大きな要素ではないかというふうにと考えておりますので、異業種交流全体をもちよつと大きな目で見て、そういういろいろなTICC的なものも含めて体系的な整備が図れないかなという

ことで、今後研究をしてゐるところでございす。

○森本委員 今後、異業種交流というものを全国的に広めていって、その中で経営者は自分で判断できる情報をつかんでいくということが必要かと思ひますし、私の方も一生懸命またその問題に取り組んでまいりたいと思ひますので、ぜひ来年度ではそういったことに確度のある施策を講じるように、今から御準備をお願いしようと思つ次第でございす。

次に、この円高不況の中で、先ほど私が申し述べさせていただいた中に、そういった異業種交流で成長させていくということ、もう一つは、貿易がいろいろ貿易摩擦になりましたので、その状況は、今まで輸出していたのが今度は内需向けにどんどん大手も参画してくる。ここで、やはりまた追い出されるのは中小企業の皆さんではないだろうかというふうに感じるわけでございす。

そこで、内需拡大の施策の中で非常に大事なことは、たびたび中央会の皆さんからもいろいろと御陳情もいただいておりますし、大臣の手元にも届いておりますが、先般も私は官公需確保に対する要望等をこの委員会でもさせていただきましたが、内需拡大という視点から見ると、そして輸出がとまれば、その輸出した分が内需へやつてきたら、今度はまた中小企業が苦しむ、こういったところから考えまして、私は中小企業のための官公需確保が非常に大事なときだというふうにして思つております。

七月十四日の閣議決定を見ますと、閣議決定のこの資料でございす、六十一年度では官公需総額に対して中小企業向けのパーセンテージは三九%、目標は三九・八%あつたそうでございますが、三九%にとどまつたところ。そして、六十二年度の比率の目標は三九・八%、これは昨年と全く同じ状況下にあるということ。ちなみに、今日まで官公需については毎年上がつてきております。五十七年が三七%、五十八年が三六・四、五十九年が三六・八、六十年が三九・四、

そして六十一年が三九・八になって、実行は三九%であった。実行が三九%だったから、本年は三九・八にとどまっている。

この三九・八は補正予算が入った後の話なのか、入っていないのか、その辺をもう一度、この閣議決定は七月十四日でございますから、補正予算成立以前でございますけれども、補正予算の分はいかがなつたのかということをお伺いしたいと思います。

○岩崎(八)政府委員 これには入っております。三九・八は当初予算に対しての比率でございます。

御指摘のとおり、円高不況の中でせめて官公需でもできるだけ中小企業にということ意識しまして、昨年私ども最大限努力をいたしました。これもやはり昨年の六、七月でございました。それで三九・八。この官公需の確保の目標というのは長い伝統がございますので、非常に各省協力していただきます。支出担当官が積み上げてこれをやっただけでございます。それを各省最大限協力をいただきます。三九・八という、これまで最高の目標を昨年つくったわけでございます。

ただ、御指摘のように、結果を今集計してみますと三九・〇にとどまる。ただ、これは昨年の補正を含めて振り返ってみると三九・〇だ、こういうことでございます。昨年、特に補正予算を景気対策のためにできるだけ迅速に消化すべし、これは一つの要請でございました。そうすると、各省は迅速に消化するためには分割とかそういうことをやっているとかなかなか消化できないので、どうしても大口といえますか、そういうことになりがちでございます。目標三九・八、これはもちろん当初予算で決めたのですが、当然それは補正予算にも努力が延長されるべきものでございますけれども、結果的にはその補正予算を含めて三九・〇という結果にとどまった、こういうことでございます。

今回も三九・八をつくり出すためには、私ども各省に相当強力な働きかけをし、御協力をいただ

いた結果だと思っております。現状ではなかなかこれは上がりません。もう上げるのに限界が来ているのではないかと実感しております。そういう中で、三九・八という昨年の過去最高の目標と同等のものを一応積み上げて今回つくらしていただいた、こういうことでございます。

それから、今回から御承知のとおり国鉄の民営化ということで、国鉄が一応正式の官公需の対象から外れました。したがって、国鉄が若干今まで稼いでくれておりましたのですけれども、それがなくなった中で昨年と同水準であるという点も御理解をいただきたいと思っております。なお、国鉄については別途運輸省を通じて、官公需に準じて中小企業の需要を確保してくれるようにという要請をしていくところでございます。

○森本委員 ぜひ国鉄の方もそれに準ずる扱いでお願いを申し上げたいと思うところでございます。し、緊急対策にかかる公共事業の執行に当たっては、確かに急ぐこともございますが、その辺、中小企業への視点を外すことなく、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思っております。

三九・八確保のために通産大臣いろいろと御奮闘いただいたことと思いますが、さらにさらにまたこれからの閣議決定もその発注目標額を大幅に増大するように持っていくかないと、日本の中小企業はますます厳しくなっていくというふうに思っています。

それで、あと随意契約限度額のことでございますが、現行、工事、製造二百五十万円、物件が百六十万円、その他百万円となっておりますが、これはもう十年以上上っているのではないだろうかと思っております。この額は何年前に決まったのか。私にもう十年以上上っているかと思っておりますけれども、物価スライドから見ても大きな変動が出ております。この随意契約限度額というのをもう一度見直さなければならぬのではないだろうか。大蔵の会計法等々によりますと、それはいろいろとできるだけ自由に発注するためにこの額におさめているのだということでありま

も、いろいろな形から事務の合理化ということから考えても、この額をもう少し上げていく必要があるのではないかと。

もう一つ、組合随意契約の対象でございますけれども、「工事」「製造」「役務」の請負契約が入っていないということでございます。例えば丸いものを三角にするようになりますと、これは売買契約でなしに請負になりますので、それは外されるのだというふうなことでございますけれども、むしろそういう特殊なものこそ中小企業者がやるべきことである。コストも安くなるのじゃないだろうか。恐らく出ているのは、こういう丸いものを三角の形にしてロットの少ないものをつくると言え、大企業に発注されたところでどうせ大企業から中小企業へ回ってきて、その中のものがペイされていく。中小企業の経営者に言わせるとそれは六〇%ぐらいでできますよというのを、一〇〇%の代金を役所は払っているということも十分考えられます。この随意契約限度額の改正とそれから組合随意契約の範囲について、御答弁願いたいと思

います。

○岩崎(八)政府委員 今の随意契約の限度額、これが改正されたのが昭和四十九年五月でございます。確かに相当時期はたっておりますし、私も今御指摘の組合随意契約の対象の拡大、我々もこの数年意識はしております、財政当局等にも働きかけておりますのですけれども、ただ率直に申し上げて、随契約制度というのはむしろ縮小すべきだといった議論が片やございます。それからまた、最近、特に国際的な側面からする官公需の公開といえますか、そういう動きも強まっております。そういう環境の中で、今のような限度額あるいは組合随契約の分野の追加、率直に申し上げてなかなか見通しが立たない状況にあるというふうに思っております。

○森本委員 いずれにいたしましても、今内需拡大に公共事業が行われているところでありまけれども、その中小企業を育てるために官公需にま

た格段のお力添えを賜りたいとお願いをするところでございます。

時間がもうあと五分しかなくなりまして、私はあと二点ほど持っておるわけでございますが、これからはちょっと急いで申し上げます。またいろいろと御陳情も申し上げるところでございますので、御答弁を簡潔にお願い申し上げます。

さらに中小企業の問題で、地場産業の振興ということがやはり大事になってくる。また、その地域の雇用問題等を考えても、地場産業振興対策というのがさらに大事になってくると思っております。今日までもいろいろと中小企業庁でその手を打っていただいておりますが、私の選挙区の話で非常に恐縮でございますが、実は私の奈良県の地場産業で非常に有名なものがスキー靴、スポーツシューズ、野球のグローブ、ミット等がございます。野球のミットは全国の生産の八〇%を奈良県でつくっておりますし、スポーツシューズに至っては九五%も全国の生産高の中で占めているところでございます。この野球グローブ、スキー靴等々もかつては、昭和四十年代までは我が県の輸出の花形産業であったわけですが、しかし、昭和四十六年のドルショックと四十八年のオイルショック、あるいはまたその後の円高でダブルパンチを食らいまして、今青息吐息のところにあるわけでございまして、この地域の落ち込みも大変厳しいし、今後の雇用問題も考えていかなければならぬという状況下になっております。

一方、そういった状況の中で輸入がどんどんふえてまいりました。輸入制限をやれというのはいかかなものかと思っておりますけれども、ちなみにアジアNICS諸国からの追い上げがほとんどでございますけれども、この数年の輸入数量を見ますと、これは個数でございますが、五十六年が三十二万九千、五十七年が三十四万、五十八年が二十六万、五十九年が四十六万、六十年が十八万、六十一年が二十三万でございます。今申し上げましたのは、一月一六月の上半期でございますが、ことしは既

に上半期だけで三十七万、間もなく四十万になろうとしております。これは本当に野球グローブ、ミットを製造している地場産業の死活問題に今なりつつあります。今日までもこの野球グローブ、ミットについてもいろいろな角度から御指導を賜っておりますが、こういう状況下をどのように見ておられるのか、今後こういった地場産業をどのようにしようかとされているのか、お伺いしたいと思ひます。

○鎌田政府委員 野球用グローブ、ミット、スキー靴製造業につきましては、中小零細性が極めて高く、経営基盤が非常に脆弱でございます。加えて、先生御承知のとおり、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による対象地域の重要な産業の一つを形成しているわけでございます。こういったことから、当省としては、こういった産業につきましても、企業体質の強化等によりまして国際競争力のある産業体質を実現することが重要であるというふうに考えておる次第でございます。

このため、かねてから各種の中小企業関連施策を活用しつついろいろ手を打ってまいっておるわけでございますが、今後とも引き続きこの面で積極的な配慮を加えますとともに、本年度につきましては零細皮革産業技術指導等事業という予算がございます。この予算につきましても、新たにデザイン等の巡回指導を実施する、あるいはまた、奈良県が中心になりまして産地のビジョンづくりに取り組み、こういうことで一層努力をしております。たいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、先生御指摘がございましたように、大変厳しい環境下にあるということとは私もよく認識いたしておりまして、関連地方公共団体とも密接に連絡をとりつつきめ細かい振興育成策を講ずる等適切に対処してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○森本委員 それから、きょう文部省お見えいただいておりますか。——ちよつとこれに関連してではございますが、ソフトボールが必修科目から

外されてサッカーが入ったというふうに私は伺っておりますが、団体競技の中での個性というのを生かしていく上からも、今高校野球が真つただ中でございますけれども、ソフトボールは学校体育科目の必修科目ではないだろうかというふうに思ふわけでございますが、いかがでございますか。

○吉田説明員 体育の内容につきましては、小中高等学校の教育課程の基準ということでございまして、学習指導要領の中に、他の教科と一緒に示されておるわけでございます。この学習指導要領は、各教科とも「目標」「内容」「内容の取扱い」ということで構成されておるわけでございますが、御指摘のソフトボールにつきましては、中学校及び高等学校において「内容の取扱い」の項にいわば選択科目として明示されておるわけでございまして、学校の実態及び生徒の興味や関心に応じて指導することができ、こういうことになっておるわけでございます。なお、小学校においては、現在のところソフトボールという運動種目は明示されておりません。

ソフトボールにつきましては、一定の時間内に一クラスの生徒を指導するという体育の授業の中では、ピッチャー、キャッチャー以外の野手の運動量が少ないのではないかと指導上の課題があるわけでございます。したがって、ソフトボールを学習指導要領の「内容」、これは必修科目にかかわる点でございますが、それから「内容の取扱い」、これは選択科目にかかわる部分でございますが、そういうあたりに加えるかどうかにつきましては、申し上げましたような効果的な指導方法の工夫、改善が可能かどうかという点との兼ね合いの中で考えていかなければならないということがあるわけでございます。御指摘のような広く国民の間に普及しているソフトボールという運動種目でありまして、現在行われております一連の教育課程の改定作業の中でその点も踏まえて検討してまいりたい、かように考えております。

○森本委員 ぜひ文部省の方でもよく御検討をいただきます、また善処いただきたいと思います。

なお、質疑時間が終了いたしましたメモが回つてまいりましたので、もうお答えはいたいただく時間がないと思ひますから、陳情だけさせていただきますたいと思ひます。

東京一点主義から地方分散への流れが必要ではないだろうかというところで、工業再配置という問題については今日までいろいろやってきていただいておりましたが、さらに見直し、充実、拡大をぜひ図っていただきたいと思ひます。この問題につきましても、また次回質問をさせていただきますと思ひますが、ぜひお願いを申し上げたいと思ふところでございます。

なお、半島振興法が先般通りまして、その中で通産省の占める役割も非常に大事でございます。我が紀伊半島の中で、きょうは大臣もお見えいただいておりますけれども、同じ三重と奈良の山間部、これは今非常に高齢化して疲弊し始めておりますが、空気をきれいにし、工業を誘致すればまだまだ雇用も十分にそれに即したものにたつていくと思ふところでございます。そういった工業配置を東京重点から地方に分散していただく。奈良県が今、六十四年からの受け付けを目指してテクノパーク・ならというのを、ちよつと半島の真ん中の五条市というところで計画しているところでございます。これは今指定地域には入っておりませんが、願わくば特別指定地域にもお願いを申し上げます。願わくば特別指定地域にもお願いを申し上げます。きょうは建設省もお見えいただいておりますが、その周辺のインフラ整備については、そういった工業を盛り上げていくために、産業を興していくために、ぜひ周りの道路整備等々についてもいろいろと御尽力を賜りたいと思ふところでございます。

質問が十分でございまして、後で大臣と建設省関係の皆さんにテクノパーク・ならのパンフレットをお渡しして陳情させていただきます、時間がオーバーしましたことをおわびして質問を終わらせていただきます。

○田村國務大臣 質問の時間は終わりましたが

弁の時間はありますからちよつとお答えいたしますが、この半島振興法は本当に苦勞いたしました。これは御承知と思ひますが、二階堂さんと私と今は亡き玉置和郎君と随分苦勞をいたしまして、最初は流産、その後またアタックということをつくった法律でございます。これは国土の均衡ある発展を図るということでございまして、御承知のように十九の半島地域を指定したわけでございまして、申すまでもなく、通産省としては関連施策を活用して可能な限りの支援をする、これは当然のことでございます。

今、奈良県の話が出ました。ちよつと時間を拝借して、あのときの経緯を含めて御説明申し上げますと、実は奈良県の南部の人も三重や和歌山の南部の人も、何かというと僻地だとか何だとか言うのです。私は、僻地じゃないと言っているのです。日本地図を見てみたまえ、本州のど真ん中にあるじゃないか、僻地ではない、ただ不便なだけだ、それから産業が根づいていないだけだ、これをやれば立派に太平洋ベルト地帯につながっていくんだ、だからこの際、半島振興法は申すに及ばず、いろいろな施策を講じてこを便利にする努力をすべきだし、また今おっしゃったような施設等々も誘致し、産業も立地条件に合わせて振興せしめるべきだ、こういうふうにしてまいります。

大蔵省を前に置いて言うのもちよつとつらいことでございますが、最初は奈良県まで半島かいというので実は反論がございました。私は、奈良県を半島と言うのはちよつとおかしいかもしれぬけれども、線を引いてみる、五条から東吉野に至る線から南は立派に半島に入るじゃないかということとで強引に入れたわけでございます。とにかく奈良県の五条あたりからあるいは東吉野ぐらいまではよろしゅうございまして、その南の方はひどうございまして。本来ならば御杖村まで入れたあげたかったわけでございましてけれども、そこまではなかなか難しかった。しかし、面積的に見ますと、三重、和歌山にまゐるとも劣らないほど奈良は入った。おおむね三分の二は入ったと思ひます。

私があえてお答えを買って出ましたのは、國務大臣が委員会の速記録に残しておきたいと思つて、言ふなればあなたは私の戦友ですから、ここではつきり物を申しわけでございます。私もこういう立場に立つて、いずれかの日には退官するにしても、通産省は一生懸命にやりますよといふことを通産大臣として言明をして、あなたとの誓ひの言葉にしたいと思ひます。

○森本委員 どうもありがとうございます。質問を終わります。

○佐藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(電気工事士法の一部改正)

第一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一般用電気工作物」の下に「又は自家用電気工作物」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業法第六十六条第二項に規定する自家用電気工作物(発電所、変電所、最大電力五百キロワット以上の需要設備(電気を使用するのために、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物(同法第二条第七項に規定する電気工作物をいう。)の総合体をいう。その他の通商産業省令で定めるものを除く。)をいう。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「電気工事士」とは、次条第一項に規定する第一種電気工事士及び同条第二項に規定する第二種電気工事士をいう。

第三条の見出しを「(電気工事士等)」に改め、

同条中「電気工事士免状」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状」に、「電気工事士」を「第二種電気工事士」に、「電気工事」を「一般用電気工作物に係る電気工事」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第一種電気工事士免状の交付を受けている者(以下「第一種電気工事士」という。)でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事(第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。)の作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

第三条に次の二項を加える。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める特殊なもの(以下「特殊電気工事」という。)については、当該特殊電気工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者(以下「特殊電気工事資格者」という。)でなければ、その作業(自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものを除く。)に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち通商産業省令で定める簡易なもの(以下「簡易電気工事」という。)については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定電気工事従事者」という。)は、その作業に従事することができ。

第四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「行なわぬ」を「行わない」に改め、同項第一号中「返納」の下に、又は次条第六項の規定による特殊電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「電気工事士免状」を「第二種電気工事士免状」に改め、同項第一号中「電気工事士試験」を

「第二種電気工事士試験」に改め、同項第二号中「電気工事士」を「第二種電気工事士」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、通商産業省令で定める電気に関する工事に関し通商産業省令で定める実務の経験を有する者

二 通商産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

第四条に第一項として次の一項を加える。

電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

第四条の次に次の二項を加える。

(特殊電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証)

第四条の二 特殊電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証は、通商産業大臣が交付する。

2 特殊電気工事資格者認定証の交付は、特殊電気工事の種類ごとに行うものとする。

3 特殊電気工事資格者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、当該特殊電気工事資格者認定証に係る特殊電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

4 認定電気工事従事者認定証は、通商産業省令で定めるところにより、簡易電気工事について必要な知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

5 通商産業大臣は、前条第五項各号の一に該当する者に対しては、特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の交付を行わなければならない。

6 通商産業大臣は、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者がこの法律又は電気用品取締法第二十八条第一項の規定に違反したときは、その特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証の返納を命ずることができる。

7 特殊電気工事資格者認定証及び認定電気工事従事者認定証の交付、再交付、書換え及び返納に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(第一種電気工事士の講習)

第四条の三 第一種電気工事士は、通商産業省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、第一種電気工事士免状の交付を受けた日から五年以内に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

第五条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条第一項中「電気工事士」の下に、「特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加え、「電気工事」を「一般用電気工作物に係る電気工事」に、「電気事業法」を「電気事業法」に改め、「技術基準」の下に、「自家用電気工作物に係る電気工事の作業(第三條第一項及び第三項の通商産業省令で定める作業を除く。)」に従事するときは同法第七十四条第二項において準用する同法第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に」を加え、同条第二項中「電気工事士」を「電気工事士、特殊電気工事資格者又は認定電気工事従事者」に、「電気工事」を「前項の電気工事」に改め、「電気工事士免状」の下に、「特殊電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証」を加える。

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「電

電気工事士試験は、「第一種電気工事士試験は、
自家用電気工作物の保安に關して必要な知識及
技能について、第二種電気工事士試験は」に
改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項と
して次の一項を加える。

電気工事士試験の種類は、第一種電気工事
士試験及び第二種電気工事士試験とする。

第八条中「電気工事士」の下に、「特種電気工
事資格者又は認定電気工事従事者」を、「第三十
四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。
第九条第一項中「電気工事士」の下に、「特種
電気工事資格者又は認定電気工事従事者」を加
える。

第十条第一項中「電気工事士免状」の下に「
特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工
事従事者認定証」を加え、同条第二項中「通商産
業大臣が行う電気工事士試験を受けようとする
者」の下に「又は特種電気工事資格者認定証若
しくは認定電気工事従事者認定証の交付若しく
は再交付若しくは書換えを受けようとする者」
を加える。

第十二条の見出し中「審査請求」を「不服申立
て」に改め、同条第一項中「第四条第四項」を「第
四條第六項」に改め、「処分」の下に「又は第四
條の二第六項の規定による通商産業大臣の処
分」を加え、「審査請求が」を「審査請求又は異
議申立てが」に改め、「審査請求人」の下に「又
は異議申立人」を加え、「行なわなければならない
い」を「行なわなければならない」に改め、同条第
三項中「審査請求人」の下に「又は異議申立人」
を加え、同条の次に次の一條を加える。

(権限の委任)

第十二条の二 この法律の規定により通商産業
大臣の権限に属する事項は、政令で定めると
ころにより、通商産業局長に行わせることが
できる。

第十四条中「第三条」を「第三条第一項、第二
項又は第三項」に改める。
第十六条第一号中「第四条第四項」を「第四条

第六項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、
同条第一号の次に次の一号を加える。

二 正当な理由なく、第四条の二第六項の規
定による命令に違反して特種電気工事資格
者認定証又は認定電気工事従事者認定証を
返納しなかつた者

(電気工事業務の適正化に關する法律の一
部改正)

第二条 電気工事業務の適正化に關する法律
(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「登録」を「登録等」に改める。
第一条中「登録」を「登録等」に、「行なう」
を「行う」に改め、「一般用電気工作物」の下に
「及び自家用電気工作物」を加える。

第二条第一項中「一般用電気工作物(電気事
業法(昭和三十九年法律第七十号)第六十六
条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)
を設置し、又は変更する工事」を「電気工事法
(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第三
項に規定する電気工事」に、「附随して行なう工
事及び電気工事法(昭和三十五年法律第三十
九号)第二条第二項ただし書の政令で定める
軽微な」を「付随して行う」に改め、同条第三
項中「おいて」の下に「登録電気工事業者」とは
次条第一項又は第三項の登録を受けた者を、
「通知電気工事業者」とは第十七条の二第一項
の規定による通知を受けた者を、「第三項の
規定による通知を受けた者」を加え、「第三
条第一項又は第三項の登録を受けた者」を
「登録電気工事業者及び通知電気工事業者」に
改め、同条第四項を次のように改める。

4 この法律において「第一種電気工事士」と
は電気工事法第三条第一項に規定する第一
種電気工事士を、「第二種電気工事士」とは同
条第二項に規定する第二種電気工事士をい
う。

第二条に次の一項を加える。
5 この法律において「一般用電気工作物」と
は電気工事法第二条第一項に規定する一般

用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同
条第二項に規定する自家用電気工作物をいう。
第二章 登録を「第二章 登録等」に改める。
第三条第一項中「當もいうとする者」の下に
「(第十七条の二第一項に規定する者を除く。第
三項において同じ。)」を、「区域内に営業所の
下に」(「電気工事の作業の管理を行わない営業
所を除く。以下同じ。)」を加え、同条第二項中
「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め
る。

第四条第一項第二号中「場所」の下に「並びに
当該営業所の業務に係る電気工事の種類」を加
え、同項第四号中「及びその者」を「並びにその
者」に改め、「電気工事士免状の」の下に「種類
及び」を加える。

第五条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気
工事業者登録簿」に改める。

第六条第一項第一号中「第三条」を「第三条第
一項、第二項若しくは第三項」に改め、同項第三
号中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に
改め、同項第四号中「第二十八條第一項」の下に
「又は第二項」を加える。

第八条から第十一条までの規定中「電気工事
業者」を「登録電気工事業者」に改める。
第十二条中「電気工事業者」を「登録電気工事
業者」に、「よこし」を「汚し」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「電気工
事業者」を「登録電気工事業者」に改める。
第十六条の見出し中「電気工事業者登録簿」
を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条中
「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、
「登録電気工事業者」を「登録電気工事業者」に
改め、同条中「登録簿」に改める。

第十七条中「電気工事業者」を「登録電気工事
業者」に改め、同条の次に次の二條を加える。
(自家用電気工事のみに係る電気工事業務の開
始の通知等)

第十七条の二 自家用電気工作物に係る電気工
事(以下「自家用電気工事」という。)のみに
係る電気工事業務を営もうとする者は、通商産
業省令で定めるところにより、その事業を開
始しようとする日の十日前までに、二以上の
都道府県の区域内に営業所を設置してその事
業を営もうとするときは通商産業大臣に、一
の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して
その事業を営もうとするときは当該営業所の
所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通
知しなければならない。

2 通商産業大臣に前項の規定による通知をし
た通知電気工事業者は、その通知をした後一
の都道府県の区域内にのみ営業所を有するこ
ととなつて引き続き電気工事業務を営もうとす
る場合において都道府県知事に同項の規定に
よる通知をしたときは、遅滞なく、その旨を
通商産業大臣に通知しなければならない。

3 都道府県知事に第一項の規定による通知を
した通知電気工事業者は、その通知をした後
次の各号の一に該當して引き続き電気工事業
務を営もうとする場合において通商産業大臣又
は都道府県知事に同項の規定による通知をし
たときは、遅滞なく、その旨を従前の同項の
規定による通知をした都道府県知事に通知し
なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に営業所を有
することとなつたとき。
二 当該都道府県の区域内における営業所を
廃止して、他の一の都道府県の区域内に営
業所を設置することとなつたとき。

4 第十条第一項の規定は第一項の規定による
通知に係る事項に変更があつた場合に、第十
一條の規定は通知電気工事業者が電気工事業
務を廃止した場合に準用する。この場合におい
て、第十条第一項及び第十一條中「その登録
をした」とあるのは「第十七條の二第一項の
規定による通知をした」と、「届け出なければ
ならない」とあるのは「通知しなければならない
(事業開始の延期等の勧告)」

第十七条の三 通商産業大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定による通知があつた場合において、当該通知をした者が第六条第一項第一号から第五号までの一に該当する者であつて、その業務の適正な実施が確保されないおそれがあるときは、その業務を開始しようとする日の前日までに限り、事業の開始の延期その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第十八条中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、「様式」の下に「第十七条の二第一項の規定による通知の系統」を、「その他登録」の下に「又は同項の規定による通知」を加える。

第十九条第一項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「一般用電気工作物に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）に、「その業務に係る電気工事」を「当該業務に係る一般用電気工事」に改め、「管理させるため」の下に「第一種電気工事士又は「電気工事士免状」を、「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士であつて」を「第二種電気工事士であつて」に改め、同条第二項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、「役員」が「の下に「第一種電気工事士又は「電気工事士免状」を、「第二種電気工事士免状」に、「電気工事士である」を「第二種電気工事士である」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「営業所」を「特定営業所」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 営業所が特定営業所となつたとき。
第二十条第一項中「電気工事による」を「一般用電気工事による」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項

中「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条の見出し中「電気工事士」を「電気工事士等」に改め、同条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に、「電気工事士」を「第一種電気工事士又は第二種電気工事士」に、「電気工事の」を「一般用電気工事の」に、「第三条」を「第三条第二項」に改め、「以下同じ」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

電気工事業者は、その業務に関し、第一種電気工事士でない者を自家用電気工事（特殊電気工事（電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事をいう。第三項において同じ。）を除く。）の作業（同条第一項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

第二十一条に次の二項を加える。
3 電気工事業者は、その業務に関し、特殊電気工事資格者（電気工事士法第三条第三項に規定する特殊電気工事資格者をいう。）でない者を当該特殊電気工事の作業（同項の通商産業省令で定める作業を除く。）に従事させてはならない。

4 電気工事業者は、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者（電気工事士法第三条第四項に規定する認定電気工事従事者をいう。）を簡易電気工事（同項に規定する簡易電気工事をいう。）の作業に従事させることができる。

第二十二条の見出しを「（電気工事を請け負わせることの制限）」に改め、同条中「電気工事を」の下に「当該電気工事に係る電気工事業を営む」を加える。
第二十七条第一項中「電気工事業者が」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条

第二項中「電気工事業者であつて」を「登録電気工事業者又は他の都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者であつて」に、「行なう」を「行う」に、「当該電気工事業者」を「当該登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に改め、同条第三項中「電気工事業者の登録をした」を「登録電気工事業者の登録をし又は当該通知電気工事業者に係る第十七条の二第一項の規定による通知を受けた」に改める。

第二十八条第一項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項第三号中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又は通知電気工事業者」に、「第一項の規定により」を「第一項又は第二項の規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、これらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者が次の各号の一に該当するときは、六月以内の期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができ

一 第六条第一項第一号、第三号又は第五号の規定に該当することとなつたとき。
二 第十七条の二第四項において準用する第十條第一項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
三 第二十一条第一項若しくは第三項又は第二十二條の規定に違反したとき。
四 前条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十九条第一項中「受けた者」の下に「及び通商産業大臣に第十七条の二第一項の規定による通知をした者」を加える。
第三十条第一項中「第二十八条第一項」の下

に「又は第二項」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。
第三十二条第一項第五号及び第六号中「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「電気工事業者登録簿」を「登録電気工事業者登録簿」に改める。

第三十三条中「電気工事業者」を「登録電気工事業者又はこれらに第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者」に改める。
第三十四条第二項中「営むもの」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「同項」を「前項」に、「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同条第四項中「電気工事業者」を「登録電気工事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「開始したとき」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、「又は電気工事業者」を「又は当該電気工事業者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する者は、自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があつたとき、又は当該電気工事業を廃止したときも、同様とする。

第三十四条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項に規定する者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業を営むものについては、同項に掲げる規定を除き、通商産業大臣又は都道府県知事に第十七条の二第一項の規定による通知をした通知電気工事業者とみなしてこの法律を適用する。

第三十六条第三号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二項」を加える。
第三十七条第一号中「第二十一条」を「第二十一条第一項、第二項又は第三項」に、「電気工事」を「自家用電気工事の作業又は一般用電気工事」に改め、同条第二号中「電気工事業者でない者

に「電気工事」に改める。

第四十条第一号中「第三十四条第三項」を「第三十四条第四項」に改め、同条第二号中「第二十八條第三項」を「第二十八條第四項」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第一項、同条第四項において準用する第十条第一項又は第三十四条第五項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第四十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の二第二項若しくは第三項又は同条第四項において準用する第十一条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(電気工事法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気工事法（以下「新電気工事法」という。）第三條第一項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から二年間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の電気工事法（以下「旧電気工事法」という。）第四條第一項の規定により交付された電気工事士免状は、新電気工事法第四條第二項の規定により交付された第二種電気工事士免状とみなす。

第四条 旧電気工事法第六條第一項に規定する電気工事士試験に合格した者は、新電気工事法第六條第一項に規定する第二種電気工事士試験に合格した者とみなす。

第五条 旧電気工事法第四條第二項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、新

電気工事士法第四條第四項第二号の通商産業大臣が指定する養成施設において同号の通商産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者とみなす。

第六条 旧電気工事法第四條第一項の規定により電気工事士免状の交付を受けた後通商産業省令で定める電気に関する工事に關し三年以上の実務の経験を有する者又は当該電気に関する工事に關し十年以上の実務の経験を有する者であつて、施行日から起算して二年を経過する日までの間に、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の指定する者が行う自家用電気工作物（新電気工事法第二條第二項に規定する自家用電気工作物をいう。以下同じ。）の保安に関する講習を修了したものは、新電気工事法第四條第三項第一号に該当する者とみなす。

第七条 旧電気工事法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事法の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第二条の規定による改正後の電気工事業務の適正化に関する法律（以下「新電気工事業務法」という。）第二十一條第一項及び第三項の規定は、施行日から二年間は、適用しない。

第九条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気工事業務の適正化に関する法律（以下「旧電気工事業務法」という。）第三條第一項又は第三項の登録を受けている者は、新電気工事業務法第四條第一項第二号の電気工事の種類は一般用電気工作物（新電気工事業務法第二條第五項に規定する一般用電気工作物をいう。以下同じ。）に係る電気工事（同条第一項に規定する電気工事をいう。以下同じ。）である旨及び新電気工事業務法第四條第一項第四号の電気工事士免状の種類は第二種電気工事士免状（新電気工事法第四條第一項に規定する第二種電

気工事士免状をいう。）である旨の新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなされる者に係る同条第二項の規定の適用については、その者が旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けた日に新電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けたものとみなす。

3 旧電気工事業務法の規定による電気工事業者登録簿は、新電気工事業務法の規定による登録電気工事業者登録簿とみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の登録を受けている者であつて自家用電気工作物に係る電気工事（以下「自家用電気工事」という。）に係る電気工事業務（新電気工事業務法第二條第二項に規定する電気工事業務をいう。以下同じ。）を行う営業所（新電気工事業務法第三條第一項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を有しているもの（次条第一項に規定する者を除く。）については、新電気工事業務法第四條第一項第二号に掲げる事項に変更があつたものとみなして新電気工事業務法第十条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「変更の日から三十日以内」とあるのは、「電気工事士法及び電気工事業務の適正化に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第 号）の施行の日から六月以内」とする。

第十一条 この法律の施行の際現に旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の都道府県知事の登録を受けている者であつて自家用電気工事のみに係る電気工事業務を行う営業所を当該都道府県以外の都道府県の区域内に有しているものは、施行日から六月間は、新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けなくても、引き続きその電気工事業務を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その

申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により同項に規定する者が引き続き電気工事業務を営むことができる間は、その者に係る旧電気工事業務法第三條第一項又は第三項の都道府県知事の登録は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者が新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

4 第一項に規定する者は、新電気工事業務法第三條第一項の通商産業大臣の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

第十二条 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業務を営んでいる者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二條第三項に規定する建設業者（次条において「建設業者」という。）であつて当該電気工事業務を営んでいるものを除く。）は、施行日から六月間は、新電気工事業務法第十七條の二第一項の規定による通知をしないでも、引き続きその電気工事業務を営むことができる。

2 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、同項に規定する期間内に、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置してその事業を営んでいるときは通商産業大臣に、一の都道府県の区域内のみ営業所を設置してその事業を営んでいるときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知をした者は、新電気工事業務法第七條の二第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に通知をした者とみなす。

第十三条 この法律の施行の際現に旧電気工事業務法第三條第三項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事に届出をした建設業者であつて自家用電気工事に係る電気工事業務を行う営業

所を有しているものは、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 この法律の施行の際現に自家用電気工事のみに係る電気工事業を営んでいる建設業者は、通商産業省令で定めるところにより、施行日から六月以内に、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第十四条 旧電気工事業法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新電気工事業法の相当規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

一 附則第十二条第二項又は附則第十三条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

二 附則第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十六条 附則第十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

(電気用品取締法の一部改正)

第十七条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「又は電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第三条に規定する電気工事士」を、「電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者」に改める。

理由

近年建物等における電気設備の大型化等に伴い、自家用電気工作物に係る電気工事の作業に起因する停電等の事故の発生が増加している現状にかんがみ、その作業段階での保安を抜本的に強化して事故の未然防止を図るため、新たに自家用電気工作物に係る電気工事の作業に従事する第一種電気工事士、特種電気工事資格者等の資格を定めるとともに、自家用電気工作物に係る電気工事業を営む者についても、登録又は通知の制度を実施し、及び必要な規制を及ぼす等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年八月八日印刷

昭和六十二年八月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P